

國第百四回 參議院農林水產委員會

昭和六十一年三月二十五日(火曜日)

午後一時一分開會

出席者は左のとおり

理事

説明

公正取引委員會
事務局取引部長
品表示指導課長

黒田
武君

かそういうことで世論操作をしているのではないかと、いろいろ思はざるを得ないわけであります。が、本年度の畜産物の政策価格の決定に当たつてどのような方針を持っておられるのか、まず初めにお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(羽田孜君) 六十一年度の畜産物価格、特に保証価格、あるいは限度数量、これにつきましては、三月二十七日、酪農部会において御審議をいただくということであります。

今、私の手元にも、朝刊で朝日新聞の「加工原料乳保証価格五%下げ諮問へ」というのが手元にござりますけれども、今、生産費調査をちょうど出していただいたところございまして、こういったものを踏まえて、あるいはその他の需給事情、こういったものを総合的に考慮いたしまし

て、私どもの方で詰問しようということで、今、生産費調査等を精査し、そして需給事情等について

て検討を今しているところといたることでございまして、まだ今どうするということについて私どもから申し上げたことはないわけであります。

○菅野久光君 これはただ単に畜産物価格だけでなくて、今まで米価等も含めて、何か事前に

そういうふうな何というんですか考え方とい
いりますか、そういったようなものが、あるいは
当局から流しているのではないかもしれません、

報道関係者がいろいろ推測しながらやっているの
かもしませんが、何か余りにも事前にそういうう
まくいきません。それで、おもむろに、

ような状況というものがつくれ過ぎてしているのではないか。その辺は一体どうなんでしょうか、ちよつとお伺いしたいと思うんです。

○國務大臣(羽田改君) これにつきましては、おそ
よそ飼料穀物というものが値下がりして、いること

は、これは報道関係者の皆さんはおわかりになつておりますし、また金利等についても、このところ

ろ低金利が続いているというようなことでござい

○菅野久光君 意図的に流しているのではないか
といふ推測をせざるを得ないわけでありますけれども、よもやそんなことはないだらうというふうに思いますが、よくよく今後の農産物価格の問題についても、ひとつ部内を含めて慎重な対応をしていただきたいということをまず申し上げておきたいと思います。

何といつても農業は自然を相手に生産が行われるものでありますから、自然条件の変化によって大きく影響するところが多かつてあります。このよ

方まく經營が行なわれる所へ向かう。そして
うな農家經營の不安定性を是正していく。そして
安定的な営農が行われるような見地から政策価格

が定められているんだというふうに思っています。このために米とか麦、大豆、サトウキビ等の政策

価格は引き下げるにいたり、販路のみが大幅な需要の減少と一年分に及ぶ在庫のため引き下げられただけなんですね、今まで。農家の経営意

欲等を配慮して安定的に価格が決定され、政策価格については農家経営の安定を第一に決定すべき

であるというふうに思いますが、政治家候補の決定のあり方についてどのように考えておられるかお伺いいたします。

○國務大臣(羽田孜君) 生産価格につきましては、それぞれ計算方式といいますか、算定方式と

いうものがあることはもう御案内のとおりであります。ただ、私どもいたしましては、コストを

下げで、できるだけ低廉で、しかもいい品質のものを、安全なものを消費者に提供しなければなら

第八部 農林水產委員會會議錄第三號

ない、こういった義務というものがあるわけであります。そういう意味で再生産というものが確保

○菅野久光君 本当に農家の所得の減につながらないですか。そんなばかな話はないんじやないかと思うんですが、それは本当に間違いない答弁ですか。

の点は、例えば家族労働費をどう評価するかという問題で、例えば飼育管理労働費につきましては、私ども五人以上の製造業の労賃をとつて評価しているわけでございますが、全中等の団体側の要請としては、それを全国の五人以上の労賃で評価すべきであるという御主張があるわけでござい

今、畜産物価格の問題は、大きく輸入問題にかかわっているというふうに思います。特に円高は国際貿易上、輸出力を弱めて輸入を促進するわけ

て第一の点は、もし何かメリットがあるとするならば、ある部分は消費者にも還元しなければならないというふうに考えておりますけれども、基本的には、先ほど申し上げましたように、算定方式

○政府委員（大坪敏男君） 今えさの例を申し上げたわけでございますが、配合飼料につきまして、購入単価が下がっている事実は客観的にあるわけでございまして、したがつて、その客観的事実が正確に反映したものであれば、決してそのことをすか。

要請としては、それを全国の五人以上の労賃で評価すべきであるという御主張があるわけでございます。まして、評価自体になりますと、私どもが從来から使っております評価の仕方と全く等の団体の御主張とに懸隔があることは事実でございます。ただ、私が申し上げておりますのは、同じ私どもの統計情報部の中であっております生産費の中

ドル高是正をめぐる昨年の先進五カ国貿易相会議での合意直後の九月二十四日、東京外為市場での円の終わり値は一ドル二百三十円十銭、それから六ヶ月後の昨日、三月二十四日、これはニードル一クであります。百七十九円五十五銭から六十円五銭と、実に五十円以上の高値となつてゐるわけであります。一時は五十円どころか五十五円以上も高くなつたときもあるわけであります。

を基本にして、ということになりますが、先ほど来からいろいろ言われておりますけれども、加工原 料乳の保証価格が、飼料費が下がったというよ うなことを含めて、いろいろ新聞報道等によると、

○菅野久光君 猶料価格の関係だけ正確に反映されていれば所得が低くなることはない、そういう答弁でありますけれども、保証乳の価格の問題について、正確に反映しているというその正確ということが極めて問題で、これは生産者団体も計算えております。

で、同じ定義で、同じ概念で調査したもの同士を比較しては明らかに低減をしているというふうなことを申し上げている次第でございます。

○菅野久光君 いや、ですから、單純に言えば、飼料価格の下がった分だけを価格に反映すれば、その分では所得は変わらないといいますか減らない、そういうことは言ひ得るけれども、しかし

も高くなつたときもあるわけであります。
特に、農畜産物の輸入にかかわつて最近著しい
動きを見せてゐるのが乳製品なんですね。一体、
この畜産価格を決める上で、国内でどれだけの需
要があつて、そしてこの不足分はどのくらいある
のか、そりやうなことが私はこういう食糧
の輸入にかかわる一つの大重要なことだといふやう
に思つんですね。不足するものを輸入して足らざ
るものを持ち、これが原則になつておるわけです。

られるとすれば、これは政府支持価格は直接農家の収入減につながるわけですね。こうした支持価格の引き下げは、先ほども言いましたが、農産物価格史上初めてのことでありまして、飼料価格の大額な引き下げがあつたとしても、政府の農畜産

のあり方なんかについても今まで随分いろんな意見を申し出ておるわけですが、そのことについて見を申し入れられていないものがほとんどですね。例えは労賃の問題なんかは最たるものではないかというふうに思うわけですよ。片方では物財費だとか、そういうものが上がっていく、そういう状況があるのですね。ですから、労賃というの

その分では所得は変わらないといいますか、減らさない、そういうことは言い得るけれども、しかし反面、物貿費だとか、さっき言ったような労賃の面では、今まで何回もこれは言っているわけですから、それどころか、その面については一向に改善、乱れどもからいえば改善しようとしていないわけですね。同じ労働をしながら、片方はこちらの方の労賃、そしてこれはこっちの労賃ということで違う

の輸入にかかる一つの大事なことだというふうに思はんですね。不足するものを輸入して足らざるものを探り、これが原則になつておるわけですが、そういう意味で、例えば牛乳一つとってもみて、国内における総需要量を政府はどのように押さえられておられますか。

○政府委員(大坪敏男君) 牛乳、乳製品の需要につきましては、牛乳並びに乳製品別に過去の需要の伸びの係数等を利用していたしまして、それを一定の方程式に具現いたしまして推測をしているわけで

○政府委員(大坪誠男君) 昨日、牛乳の生産費調査の結果が発表されたわけでございますが、確かにその中でございましては、先生御質問のようこ、

関係だけではないわけですが、農家經營というの
は、そういう意味からいと、片方では物財費が
上がっていく、しかし物財費は見ているんだ、あ
るいは労賃の関係についても見ているんだといふ
ことは言われておりますが、生産者団体が要求し

わけでしょうね。同じ労働をしていて、どうしてそういう違う労賃をやらなければならないのか、私はどうも不思議でたまらないんです。同じ人間が一日働いて、片方はこちらの労賃を使う、そして別な方はこちらの労賃を使うという、そういうのは、これはだれが考えてみても私は不自然ではないかというふうに思うんですよ。

○菅野久光君 端的に、牛乳の国内における給需要量と生乳換算で輸入される量、その差が国内といふことになるわけですね。それぞれその数量を示していただけませんか。

○政府委員(大坪敏男君) ちょっと年次が違うのでござりますけれども、まず手元にあります国内の方程式を具現いたしまして推測をしているわけでござります。

えれば流通市場で申し上げれば、当然高く買ってい
た飼料を安く買うということになるわけでござい
ますし、そういった意味におきましては、先生御

そういう意味で、私は、必ずしも飼料の問題だけを正確に計算して、それを価格の上に反映したとしても、農家の所得が変わらないというような減らないというような、そういうようなことはならないといふうに私は思うんですよ。そのところはいかがですか。

ですから、そういうところも改善していかないといふことからいって、乳価が下がって、そして農家の所得は変わらない、それは飼料の部分だけは正確に反映するからだという言い方は、私は一般的には理解ができない。この問題だけについて言っているわけにはいきませんから、そういうふうとを申し上げておきたいというふうに思います。

○政府委員(大坪誠男君) ちよつと年次が違うの
でござりますけれども、まず手元にあります国内
の生乳生産につきましては、五十九年度を見ます
と約七百二十万トンでございます。これに対しま
して、年次は一年ずれますが、六十年度の乳製品
の輸入量は、生乳換算で申し上げますと、二十六
十万トンと相なつております。

○菅野久光君 これは擬装乳製品もこの中に含まれておりますか。

○政府委嘱(大坪敏男君) 入っておられます。
○菅野久光君 とにかく六十年度で約二百六十万
トン輸入されているということは、これは北海道
における生産よりも多いということになつていて
わけですね。

（御承知のように）もう北海道でなしが二年は生産抑制、いわゆる食紅を入れて赤い乳で飲めない、普通に売れないようにしているわけですよ。片方で生産抑制をやりながら、片方では二百六十万トンもの輸入をやっているのが現状です。これは六十年度ですから円高基調が九月からずっと入ってきてますね。そういうことからいえば、ことはもつと円高基調によつて輸入をやすようにな方向になるのではないかというふうに思うんで、ですが、ここのこところは、今回の畜産物の価格決定方に向けて輸入の問題が非常に大きな問題になつてゐるということからいって、ことははなおその危機感を農家の方々は強めている、生産者団体は強

うに考えておられますかお伺いいたします。
度の需給推算を作成し切つてないわけございませんが、
すが、最近の円高傾向は確かにございますが、現
製品の輸入に関しては特段顕著な動きはござ
いません。したがって、来年度の輸入につきまし
てもそれほど大きな伸びはない、おおむね横ばい
程度のものかというふうに今のところは考えてお
ります。

○菅野久光君 今のところは、この円高になつてから乳製品が以前よりもふえて輸入しているといふような兆しは見えないということですね。

ではI.O品目についての輸入割り当てについてのは、これは政府がやるわけですから、今のこの二百六十万トンという大変な量の乳製品を輸入するという中で、政府としてこの乳製品の輸入割り当てについて相当思い切った措置をしない限り国内の酪農を守るということにはならないのではないか

かというふうに思ふんですが、この点についてはいかがでしよう。

○政府委員(大坪敏男君) 六十年におきます御質問の件について、品の輸入についての状況でございますが、八千トンの豚脂粉乳を輸入しておるわけですが、これは専ら国内の需給調整用としてござりますが、これは保管中のものでございます。これは八千トンでございます。さうして貰い入れておりまして、これは保管中のものでございます。これは八千トンでございます。さうして貰い入れておりまして、これは保管中のものでございます。これは八千トンでございます。さうして貰い入れておりまして、これは保管中のものでございます。これらにまた学校給食用の脱脂粉乳として九千トンの輸入を認めております。また家畜の飼料用脱脂粉乳として七万六千トンの輸入を認めておるわけでございます。最近これはやや増加傾向でございます。また沖縄の本土復帰に伴う際の経過措置として、特別に沖縄用のバターとして特別の輸入割り当てをやっております。これが千七百トンでございます。そういうものにつきましては特別の割り当てをやっておるわけでございますが、これ以外につきましては輸入割り当ては今のところ行なつてございません。

○菅野久光君 今お話しのようにI-O品目だけです。六十万トンの輸入があるわけですね。で、二月の二十日に中央酪農會議で、二十一万七千トン余を貿易して、その他のものが二百万トンということに相なつておるわけでございます。

けであります。こういったようなことからいへくと、I.O品目だけでも三倍ぐらいあるわけですね。だから、この部分を何とかもう少し政府として考えられないのか、考えるべきではないのか。そうしなければ農家の限度数量を上げることももちろんできない。例えは価格が若干低くても、限度数量が多くなれば、ある程度農家の手取りりとかもう少し多くなるわけですね。ところが、例えば価格を引き下げる、さらに限度数量もふやさな

い、あるいはそれよりも下げるというようなことになつたら、いまいよこれはどんなことになるん

うな状況を生み出すことになるのではないかとといふふうに思ふんです。ですから、こういった畜産物価格とのかかわりでは、この輸入の問題が非常に大きな問題だ、そこが非常に大きき影響しているというふうに言わざるを得ないわけであります。その辺本当に農林水産省が日本の酪農を将来を見越してずっとやつていくということになれば、ここのことの考え方というものをしっかりと見て、いろいろな外圧があつたとしても毅然たる姿勢でやっていかなければならぬのではないかとうふうに思ふんですが、その辺についてのお考えはいかがでしょう。

○政府委員(大坪敏男君)　ただいま申し上げました輸入割り当てを行いまして輸入しております、主として脱脂粉乳でございますが、例えば事業団が輸入しておりますのは、専ら国内に不足した場合に放出するためのいわば需給調整用としての在庫に下りるのことで貯蔵してあるのですが、いま

周とするものとして輸入してしまひでござる。されば、さらに飼料用脱脂粉乳につきましては、まあしくこれは農家の御希望にござりますて、本來国内の脱脂粉乳で代替でござりますが、価格的に対抗できないということから、安いことは無関税にいたしておりますが、安い海外の脱脂粉乳を輸入して畜産農家が子畜の保育に使われておるという、そういうふたものでございます。また学校給食用脱脂粉乳につきましては、これは数量でまだ千トントリ程度でござりますが、これは学校

給食用のパン等に使用するということで特別の配慮の上で輸入を認めていた。これも国内産を使いますとP.T.A.の負担が増加になるということから、どうしても安価な海外の脱脂粉乳に依存しておるという実態があるということござります。また沖縄等につきましては、沖縄復帰等の経緯がございまして、これはまた特に海外からのバターワークの輸入を認めておるということございまして、それぞれ今IQのもとで輸入を認めておるも

のにつきましては、いろいろな経緯、いろいろな目的等によつて行われているものでございまし

はいかがなものかと、かように考えております。
○菅野久光君 いろいろな今までの経緯もあつて、それは六十万トン全部がだめだんといふことを私は言つてゐるのではないわけです。このI Qの品目についてもそれなりの節度といいますか、そういふたような国内の厳しい状況などを見きわめながら、この量については決定をしていくということが、これは厳しくやっていくといふことが必要だというふうに思ひます。と同時に、ココア調製品だとか、あるいはカゼインだとかといふいわゆる擬製乳製品ですね、これがどんどんどんどん伸びてきている。これもまた大きく国内の需要を伸ばすのに障害になつてゐる。輸入にかかるわけではそのところが非常に問題だと思うんですけれども、その辺についての対策といいますか、そういうようなことをどのようにお考えですか。

用油脂あるいはココア調製品につきましては自由化している品目でございます。またこの用途につきましては、菓子原料とか、そういったものを使われているわけでございますが、最近ではやや落ちついておりましたけれども、一時的にふえたといふ時期もございましたものですから、調製用油脂につきましては、輸入制度いたしましては事前確認制をとっております。さらにまた菓子業界等に対しまして輸入の自粵をお願いする、あるhammad

輸出国に対しましては輸出の自主規制を求めてま
いつておるわけでございます。またココア製品
につきましては、機会をとらえて実需者を集めま
して、国内の乳製品の需給事情を詳細に説明しな
がら、輸入の自粛を求めるというふうなことをや
つておるわけでございますが、基本的には自由化
した品目であるということでございますので、こ
れを余りにも極端なことを行政指導のもとでやり
ますと、これはまた新たな問題を惹起しかねない

問題でございますので、そういったことも念頭に置きながら、関係者に対する自肅の指導を行つておるという方が現状でございます。

○菅野久光君 これだけ国内産業が大変な状況になつてゐる中で、自由化していける品目だからとして考へねばならないことはないか。これはただ単に牛乳・乳製品の問題だけではなくて、魚の問題を初め、どうも農林水産省にかかわりのあるものは皆そういうような関係になつておるわけで、自由化だからといって、何か野放しになることが国内における産業にとって非常に大きな影響を与えているわけでありますから、そういう点では、いろいろ考えてそれなりに国内の酪農をしての努力を私はお願いをいたしたいというふうに思います。

次に、牛肉の輸入割り当てについてであります。が、五十九年にアーティアとの間に高級牛肉を二万七千トン、オーストラリアとの間には六十二年を目標に十二万七千トンを約束したわけですね。こ

うと基本的なことだけ申し上げます。

基本的に、この問題につきましては、アメリカあるいはオーストラリアと交渉いたしました際も、私どもが腹の中に持つておりましたことは、日本これから食肉の需要というものが一体どの程度に伸びていくのか、それに対し我が国の国内で生産を刺激しながらどこまで持つていくことがで

きるのか、この間に不足する分、この乖離する分を各國から日本が購入するという基本的な考え方を持つて臨んでおります。

○菅野久光君 先ほどから申し上げておりますよ

うに、今日の畜産問題は市場開放問題と切り離し

ては考えることができない、そういう状況になつております。まさに密接にかかわり合つていて

いることだと思います。五十九年の日米農産物交

渉の決着に当たって、当時の山村大臣が、「妥結の期間は四年間だけでございます。四年に至りましても、私はますます厳しい農産物開放要求が来るのではないか」と思うのです。その間に何といつても日本の農業の体質の強化、足腰の強い農業という方に向かって農林水産省としても政策的に全力を挙げてまいりたいと思つております」。このように、これは五十九年の四月十日の本院の農林水産委員会で、我が党の村沢委員の質問に対し

て答えられたわけであります。

そこで、この四年間というものはもう来年であるわけですね。体質の強化とか足腰の強い農業に向かって政策的にどのようなことを立案されてこられたのか、予算面で十分な額を確保できたのか、その辺のところをお伺いいたいと思います。

○政府委員(大坪誠男君) 畜産物全体を通じて見ますと、需要につきましては鈍化の動きがあるわ

けでございますが、その中で牛肉だけはなお安定

化につきましても積極的に取り組んでまいりました

。そこで、これに対応いたしまして牛肉生産の増

強を図る必要があるということから、私どもとい

たしましては、まず基本的には規模拡大を通して見

生産性の向上を図つていきたいというふうに考え

ておるわけでございますし、また肉用牛生産の中

で特に飼料費、労働費が非常にウエートを占める

という面がございますので、この点に着目いたし

まして、採草地なり放牧地をつくっていく、そ

ういった採草地、放牧地の造成利用を通じましてコ

ストの低下を図つていく。さらにまた資源の確保

の意味で、事故率を低下させるとか、あるいは分

娩間隔を短くすることによりまして生産率を上

いくとか、さらには、現在、先生御案内によ

うに、肉用牛の場合には繁殖經營と肥育經營が分離

されています。これはまた繁殖經營、肥育經營

ともございますので、私どもこれから地域内ある

いは経営の一貫經營を進めてまいりたい、かよう

に考へておるというふうにお考へですか。

また、昨今の状況から見まして、消費者の嗜好

もサシから赤身への志向も見られるわけでござ

りますので、肥育期間を短縮いたしまして、むしろ

濃厚飼料ではなくて粗飼料を多給する、私ども經

済育と申しておりますが、そういった經濟肥育

を定着していくこうというふうなことも考へてお

るわけでございます。

そこで、これに対応いたしまして牛の生産の増

強を図る必要があるということから、私どもとい

たしましては、まず基本的には規模拡大を通して見

生産性の向上を図つていきたいというふうに考え

ておるわけでございますし、また肉用牛生産の中

で特に飼料費、労働費が非常にウエートを占める

という面がございますので、この点に着目いたし

まして、採草地なり放牧地をつくっていく、そ

ういった採草地、放牧地の造成利用を通じましてコ

ストの低下を図つていく。さらにまた資源の確保

の意味で、事故率を低下させるとか、あるいは分

娩間隔を短くすることによりまして生産率を上

いくとか、さらには、現在、先生御案内によ

うに、肉用牛の場合には繁殖經營と肥育經營が分離

されています。これはまた繁殖經營、肥育經營

ともございますので、私どもこれから地域内ある

いは経営の一貫經營を進めてまいりたい、かよう

に考へておるというふうにお考へですか。

これは大体満足のいくような形で今までつけられ

ておるというふうにお考へですか。

これらは大体満足のいくような形で今までつけられ

ておるというふうにお考へですか。

これは大体満足のいくような形で今までつけられ

ておるというふうにお考へですか。

これらは大体満足のいくような形で今までつけられ

つてきてからまた質問に答えて次のように言つて
います。

です。

今ちょうど閣議が開かれる前に懇談の席で、総理、大蔵大臣一緒にございましたので、今参議院の農林水産委員会で村沢先生から質問を受けました、私は、総理がおっしゃいましたように、全権委任を私が受けるときには、心配のな

畜産局長の畜産振興審議会に対する報告では、大分いいような状況に向いてきているといふことに言われております。しかし、農林水産省があつて統計的にそういうふうに思われているのかなあれませんけれども、実態はそういうような状況になつてないわけあります。

北海道の酪農家の経営内容分布、これでAランク、Bランク等で家十戸、販送元利金を有うこととする

こう大臣が言つてゐるんですよ。これはちゃんと
会議録に残つてゐるんですよ。ですから現下の厳
しい財政事情なんということとは、これは理屈にな
らないんです。そんなこと言つたら、厳しくなかな
つたときがあつたのかもしませんけれども、い
つでもそういうことを言いますね。

だから日本の農業をやるとして意図してお
政事情が厳しいなど、いうことは理由にならない
ということを申し上げて、これから予算交渉やる
ときに、特に大蔵省にはこの会議録をしっかり目
せて頑張ってくださいよ。我々も大蔵省に向か
て、総理と大蔵大臣が農林水産大臣に約束したこ
とをしっかりと守るように、それを守らぬような怨
人だつたらやめてもらつた方がいい、極端なこと
を言えども、そういうふうに思うんですよ。だけれど
ども、私どもが大蔵省に行きますと、まず農林水
産省よりも大蔵省の方がいろいろなことを先に言
うんですね。全く私はけしからぬと思うんですね。
当該の担当する省庁を横に見て、担当の主計官がだ
勝手なことを言つてゐるんです。私はけしからぬ
と思うんですね。ああいう態度といいますか、そ
うですね。全く私はけしからぬと思うんです。
いう態度をさせておくような今のシステムが悪い
のかどうかは別にして、私は許せない態度だなどと
思うんですね。常日ごろ考えておるわけであります。

つておる。一方、一頭当たりの資産額につきまし

ては、むしろ最近では順調に増加しておおりまして、五十九年度には二百三十一万円になつておる。というふうなデータが統計情報部が実施しております農家経済調査においてあらわれているわけでございまして、また先生御案内のように、酪農経

も、時間が参りましたので、あと質問は山田委員の方に譲りたいというふうに思います。
○山田譲君 いろいろ細かいお話を含めて、今の菅野委員の方からも話がありました。私の御質問も場合によるとダブルのようなことがあるかもしれませんけれども、ひとつお許しをいただきたいと、いろいろうかぎます。

で、酪農経営負債整理資金制度を設けて、負債対策を実施しているわけでございまして、この面から見ましても収益性、生産性は向上し、効果を上げてきてているというふうに私どもは認識しているわけでございます。

○菅野久光君 確かに酪農負債整理資金が一定の役割を果たしたことは私ども認めますよ。しかし、今農家は、酪農負債整理資金を活用しているところで、経営改善合理化計画というもので乳量についてある一定の、例えば毎年五ないし一〇%ずつ増産することになっているわけですが、この

保証価格の据え置きまたは切り下げがあつて、さらに昨年暮れからの生産制限で計画自体が狂つて資金償還を困難にしている。まさに農業經營を危機に追い込んでいるわけであります。だから、その酪農負債整理資金は一応役割を果たしていることはわかつていますけれども、それでもなおかつ

何とかしなければならぬのだということなんですよ。だから、決して局長が言っているような、経営が改善されて何か所得も上がりつて上向くなっているような、そんな甘い状況ではないというようなことだけはしっかりと認識をしていただきたいと思ひますし、反対内情とかなんとかいうことは今申し上げたような状況になつてはいる、これを今

で飼料の値段が下がるので価格を下げるということであれば、この農家の負債のせめて利子分だけでも何か先送りするとか棚上げするとか、何らかの措置を講じてあげなければ、私はこういったよ

うなCランクだとか、あるいはDランクという階農家を救うことはできないのではないかとうふうに思うんです。

いろいろ申し上げたことがありますけれど

ということ、それから規模拡大をし、頭当たりの乳量の増、こういったものがどんなふうに今生産性というものが上がっているかということ。こういうものを検討しながら私どもとしては諮問していきたい、そして審議会で御審議の上、決定してまいりたいと考えております。

○山田謙君 私も群馬で、できるだけ農村地帯を歩いて農家の方と話すような機会を多く持っていますが、ありますけれども、そういういろいろな話を通じて感じることは、今いみじくもおしゃつたわけですけれども、農家の方々が張りつけて、元気を出して農業にいそしむというふうな気持ちになつていないんじやないか、もちろん全部とは言いませんけれども、全体の雰囲気として

○國務大臣(羽田孜君) 確かに個別農家の中にはいろいろな階層というものが確かにあることは事実だと思います。

ただ、私どもこの価格をあれするときに、再生産といふものがある程度確保できるようだということを基本にしながら、例えば価格をずっと据え置いておるといいましても、その据え置いている場合には当然生産費調査等をしながら、据え置いても大丈夫だというときに据え置く。あるいは非常に過剰に今なつてしまつておるというときに抑えなければならぬといふような政策の進め方と、いうふうにござりまするが、一見うつづけでありますか。

Digitized by srujanika@gmail.com

うんです。それはいろんな理屈があるんでしょ
うけれども、何しろ今までだつて上げなきやならな
いというときに上げているわけじゃないんです。
そういうことを考えますときには、飼料代が直下が
りした、生産性が上がったというふうなことをも
つて値段を下げるというふうなことは、これは理
屈はともかくとして、農民に与える精神的な影響
というのは非常に大きいんじゃないかと思うんで
すけれども、その辺はどうお考えですか。

○國務大臣(羽田孜君) 確かに生産者の気持ち、
それから農業というのは、やろうという意欲とい
うものがやっぱり一番大事でありますから、意欲
をそぐようなことはやるべきじゃないというふう
を考えます。

驚いたんですけれども、いろいろ細かい話を農家の方々としているうちに、終わりころになりましたら、山田さん、何だかんだと言っても、はつきり言えば、おれたちは大きな公共事業、道路をつくるとかダムをつくるということをやつてもらつて、そしてそれで自分の土地を売つて、そのかわりに例えばモーテルを経営するとか、あるいはレス特朗をつくるとか、そんな方が楽だというふうな気持ちにはつきり言ってなつてあるんですよと、いうことを言われた。私はそういう気持ちの人が全部だとは思いませんけれども、何となくそんなことをしみじみ自分で考へざるを得なかつたし、私自身も責任を感じてゐるわけであります。

あるいはまたある青年でありましたが、この人はかなり一生懸命に畜産をやっておる男ですけれども、あれはまだある青年でありましたが、この人

常に過剰に今なつてしまつておるというときに抑えなければならないといふような政策の進め方と、いうものをしなければならないと思うわけでありますけれども、私どもとしては、農家の方々が規模を拡大するとか、あるいは飼料の給与の仕方で、そういうたるものに対して工夫をするとかいろんな中で、コストを低減していく中で利益を上げていただけるような農業というものをつくり上げていかなければいけないなというふうに考えております。

○山田謙君　それで、この価格なるものは、私は必ずしも理屈じゃなくて、少しでも上げてくれたというふうなことによつて政府はおれたちのことを考えてくれたんだというふうな気持ちになる。そういうものが一つの刺激になつて一生懸命やつてやらうかという気持ちが起きてくるんじやないかと思うんです。

それと逆に、こういうような状態の中で価格を逆に下げますということになりまつたら、少なくともさつき私が言つたような雰囲気で今いるところの農家のひとたちは、ますますもつてやる気を失うんじゃないかというふうな気持ちがするわけであ

けがそのメリットを享受していくんだろうか。今私ども予算委員会その他でも審議の過程で、こういったものについて消費者にメリットを還元すべきじゃないか、そういう御質問が各党の皆さんからも実は出されておるところでございます。そういうことで、農業といえども国民の本当の理解というものを得なければいけない。そして私どもは農業生産というものを少しでも高めるために、いろんな意味で一般会計からお金を持ってきながらやつておる。ということになりますと、どうしてもメリットの還元ということは消費者に対してある程度してあげなきゃいけないというふうに考える。そういう中でまた需要が拡大されていく。そしてまた農業者もその中で生産を拡大することができる、そういうことが私は最もいいことじやないかなというふうに思います。

卷之三

うとうに思います。これは要望だけでございま
す。

その次に問題なのは、私、歩いてみて感じるこ
とは、後継者が非常に少ない、なり手がほとんど
ないという状態であります。人に聞いてみます
と、もうこの仕事はおれのせがれには継がしく
ないというようなことを言う人が残念ながら非常
に多いわけです。こういうことを言うのは確かに
農業が一番多いんじゃないかと思うんですね。あ
るいは例えば政治家にしても、大臣はお父さんが
立派な大臣であった、政治家だったんですね。私
も長野県にいたからよく知っています、子供の時
代から。そういうときにやつぱり、ああ、おやじ
はいい——おやじと言つちや悪いけれど、お父
さん、いいなあ、おれもなるうとして頑張つてな
ったんじやないか。そらじやありませんか。

○国務大臣(羽田孜君) 全然違う。

○山田謙君 大体一世といふのはみんなそんなも
ので、農業と大分違つて、農業はおやじの方は子
供に継がしたくないと言うけれども、政治家の方
はぜひ息子にもやらせよう。現に中曾根總理な
んかも息子さんが非常にいい会社にいるのを引つ
張つてきて、今度は群馬から出させようとしてい
る。それが当たり前だと思うんですよ。お父さん
の職業はいいなあと思って、お父さんの跡を繼ご
うといふような気持ちを起こさせるのが本當だ。
ところが、残念ながら農業については、おやじの
方は継がしたくないと言つた、子供は子供で継ぎ
たくないというふうな、こういう状況であります
から、これは相当のことをやらないとなかなか農
業の発展ということは望めないんじゃないか、そ
う思いますけれども、どうかこの辺ひとつお願
いします。

○国務大臣(羽田孜君) 前段の部分のあれは、間
違ひなく、私やる気がなくて、もう嫌だ嫌だと言
つてついに一回は立候補を取りやめたわけであり
ます。しかし運命で、やむを得ざることとして今
こういう立場にあります。

ただ、先生がおっしゃったことは、本当にまじ

めに考えまして、農業、これは畜産とか酪農と
か、そういうことに限らず、農業に後継者がなか
なか生まれてこないということ、これは非常に問
題であります。私も政務次官を昔やりましたとき

に、それ以来十年間、私ども何とか後継者のい
るような農村というものをつくらなきゃいけな
い、農業をつくらなきゃいけないということでい
ろんな手当てを次から次とやってまいりましたけ
れども、大臣になりました現在、もう一度こうや
つて振り返つてみて、いまだに実は後継者がなか
なか生まれてこないというのが現状であります。
ただ、何といふんですか、私も当然農村をしょ
つかゆう歩いているわけですから、しかし中
には、相当の多くの人、大半の人たちは、厳しい
かもしれないし、あるときにはつらいかもしれぬ
けれども、今農業にいそしめることに喜びと誇り
を持つているんだという話をされる方が割合と多
いんじゃないかな。そして最近では若い人たちが、
特に酪農とか畜産あるいは施設園芸ですか果樹
ですとか、そういった中で、厳しいながらも創意
工夫されてそこで自立していく方たちというの
がだんだん私は生まれてきているんじやないかな
というふうに思つております。

ただ問題は、確かに農業というはどうも天候
が相手だということがありますでしようし、最近
では外圧のような外的な要因といふものがありま
す。それと同時に、どうも食べる人たちも、例え
ば豚肉なら豚肉と言つたと思ったら、途端に今度
は、お医者さんが何か一言言うとまた変わつてしま
うこと、もう一つは、そういうものをきちんと
持つておきたいと思います。

○政府委員(大坪敏男君) 最近の畜産の諸情勢で
ございますが、需要の面で申し上げれば、消費水
準が相当に高くなつてきておるなどその辺
が難しくなつてきておるということで、農業經營
が難しくなつてきておるといふことで、農業經營
が非常に難しいなということで、畜産政策につ
いておきまして、そういう意味から今後の畜
産經營あるいは畜産政策につきましては、需給
の動向に十分注意しながら、注意深く需給動向に
配慮しながら生産対策を進めていく必要がござい
ますし、さらにまた今後の生産対策としては、量
的なものよりもむしろ質的な面に重点を置いて対
策を講じていく必要があろうかと考えるわけでござ
います。

〔委員長退席、理事北修一君着席〕
そういう意味でややもすれば生産過剰になりや
すいような、そういう状況に立ち至つてゐると思
うわけでございまして、そういう意味から今後の方
が、需要の面で申し上げれば、消費水
準が相当に高くなつてきておるなどその辺
が難しくなつてきておるといふことで、農業經營
が非常に難しいなということで、畜産政策につ
いておきまして、そういう意味から今後の畜
産經營あるいは畜産政策につきましては、需給
の動向に十分注意しながら、注意深く需給動向に
配慮しながら生産対策を進めていく必要がござい
ますし、さらにまた今後の生産対策としては、量
的のものよりもむしろ質的な面に重点を置いて対
策を講じていく必要があろうかと考えるわけでござ
います。

また、養豚につきましては、ここ四、五年来卸

うこと、もう一つは、そういうものをきちんと
自分でものにして、そして対応できるような後継
者というものを教育していく必要があるんだなと
いうふうに思います。

それと同時に、農業に携わる人たちには東京と
あるいはサラリーマンなんかにない空間という
ものがあるんだということ、あるいは土を相手に
しながら仕事ができるという、お金にかえられる
いたまはかのよさがある。こういうものについて
もつともとみずからが知る必要もあるんじやな
いかなというふうによく私も感じております。
○山田謙君 そういう確かに若い人なんかでも非
常にまじめに一生懸命やろうと思つている人もた
くさんいるわけです。だから、そういう人たちに
対して価格が下がつたなんと言うと、ちょっと出
ばなをくじかれるような、そんなことにならなけ
ればいいと思うんですけれども、その点をぜひ配
慮していただきたいというふうに思います。

その次に、この畜産あるいは酪農について現在
の実情がどうなつてゐるか、そしてまた今後どう
いうふうにことしあたりしよとしておられる
か、これについて詳しく畜産局長の方からお伺い
したいと思うんです。それぞれ牛、豚あるいは酪
農に分けましてお願いしたいと思うんです。

○政府委員(大坪敏男君) 最近の畜産の諸情勢で
ございますが、需要の面で申し上げれば、消費水
準が相当に高くなつてきておるなどその辺
が難しくなつてきておるといふことで、農業經營
が非常に難しいなということで、畜産政策につ
いておきまして、そういう意味から今後の畜
産經營あるいは畜産政策につきましては、需給
の動向に十分注意しながら、注意深く需給動向に
配慮しながら生産対策を進めていく必要がござい
ますし、さらにまた今後の生産対策としては、量
的のものよりもむしろ質的な面に重点を置いて対
策を講じていく必要があろうかと考えるわけでござ
います。

酪農についてでございますが、酪農につきま
しては、先ほど来から出ておりますように、需給関
係で申し上げれば、本年度におきましては、夏場
において飲用牛乳の消費が前年を下回るという十
一年ぶりの事態が発生したわけでございまして、
その反面、生産が順調であったということから結
局、加工があえまして、バターの在庫の累増とい
う事態に立ち至つてゐるわけでござります。

そこで、私ども当面の緊急な課題として、政府
だけじやございませんで、生産者、従業者、販売
業者含めまして、官民一体で飲用牛乳、バター等
を中心とする牛乳、乳製品の消費拡大を展開して
いく必要があるだろうと考えております。それ
につきましては、関係者が集まつた勉強会を開い
ております。そこで、その具体案を練つてあるところで
ござります。いずれにいたしましても、畜産は非
常に厳しい環境にあるわけでござりますので、經
営面におきましても、より徹底した生産性の向上
が、これについて詳しく述べておきたいと思います。

そこで、私は牛、豚あるいは酪農につきましては、
牛乳、乳製品の消費拡大を図るために、官民一体で
その具体的な取り組みを実行していくことが重要
であると考えます。そのためには、生産者、従業者、販
売業者含めまして、各自の立場で、生産性の向上
を図るために、より効率的な生産方法を確立する
ことが重要です。また、消費者としても、健康的な
牛乳や乳製品を積極的に摂取する意識を高め
ることで、需要が伸びる可能性があります。一方で、
生産者側では、生産コストの削減や効率化を図
ることで、競争力を保つことが求められます。具体的
には、生産設備の更新や労働生産率の向上、資源
の有効利用など、多方面から取り組む必要があります。
また、肉用牛につきましては、先ほど御質問
されたわけでございますが、畜産物の中では唯一
と申しましようか、牛肉につきましては需要の伸
びが期待できる分野でございます。それにかかる
費用におきましても、より徹底した生産性の向上
が、これについて詳しく述べておきたいと思います。
そこで、私は牛、豚あるいは酪農につきましては、
牛乳、乳製品の消費拡大を図るために、官民一体で
その具体的な取り組みを実行していくことが重要
であると考えます。そのためには、生産者、従業者、販
売業者含めまして、各自の立場で、生産性の向上
を図るために、より効率的な生産方法を確立する
ことが重要です。また、消費者としても、健康的な
牛乳や乳製品を積極的に摂取する意識を高め
ることで、需要が伸びる可能性があります。一方で、
生産者側では、生産コストの削減や効率化を図
ることで、競争力を保つことが求められます。具体的
には、生産設備の更新や労働生産率の向上、資源
の有効利用など、多方面から取り組む必要があります。
また、養豚につきましては、ここ四、五年来卸

たということもございまして、生産が刺激され、今や過剰生産基調に入つておるというふうに考えておるわけでございます。したがいまして、何としても過剰な生産状態の解消を図ることが緊要でございますし、そういうものを通じまして、需給の均衡を図つていく。同時にまた経営面につきましても、かつての肥育、繁殖経営の分離から、一貫経営が相当進んでまいっている実態がござります。そういう意味で、より一層の一貫経営の推進と規模の拡大等を通して生産性の向上ということが今後とも必要であるとか、かように考えている次第でございます。

○山田謙君 農水省の方でおつくりになつた「農産物の需要と生産の長期見通し」というのがありますけれども、これを見ると、大体その見通しの線に沿つてそのとおりに需要供給関係が動いていります。傾向としてそういう言えるんじやないかと思うんです。これで見ますと、まだまだ肉全体についてますけれども、これが需要供給関係が動いていっては供給が必要に追いついていないというふうなことわかるわけであります。牛肉についてもそろです。豚についても大体そんなことが言えますけれども、これからはもつともと畜産を振興して肉の供給をあやし、あるいは牛乳をぶやしていくということが必要になつてくると思うんですけれども、全体として、長期的に見た場合に、その邊についてはそのつもりでこれからやるとなさるのか、その辺はどうですか。

○政府委員(大坪敏男君) 少なくとも畜産物全体を通じまして、需要の伸び 자체はかつて実現した

ようないい伸びは今後は期待できないんではないかといふふうに考へておるわけでございまして、いかがおきますよな牛乳のような需給関係の超緩和ということもあるわけでござりますので、需給の動向に十分注意を払いながら、むしろこれ

からの政策の力点は量的拡大よりも質的拡大に力を置いていたそいつた政策運営が必要であるとか、よう考へておる次第でございます。

○山田謙君 實際にこの需給関係を見ますと、この表にも出ていますが、例えば牛にしても国内生産量が三十七万七千トン、輸入が十四万九千トントン、これは五十九年でありますけれども、かなりやつてある。豚についても、輸入が十八万三千トントン、国内生産の方は百万吨ちょっとある。こういうことですから、まだまだ、六十年のことはよくわかりませんが、五十九年まではそういうことで、どうしても輸入しなきやならないような状態だったと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○政府委員(大坪敏男君) 牛肉に関して申し上げますと、どちらかと申しますと、現在の我が国の生産の方は需要の伸びに対応し得てない。したがいまして、先ほども御質問ございましたように、日米、日豪間の交渉を経まして、一定量の輸入の取り決めをしたわけでございまして、現在のところ牛肉につきましては、国内生産が七、輸入が三、そうしますと、そこからもつともと畜産を振興して肉の供給をあやし、あるいは牛乳をぶやしていくということが必要になつてくると思うんですけれども、全体として、長期的に見た場合に、その邊についてはそのつもりでこれからやるとなさるのか、その辺はどうですか。

○政府委員(大坪敏男君) 少なくとも畜産物全体を通じまして、需要の伸び 자체はかつて実現した

ようないい伸びは今後は期待できないんではないかといふふうに考へておるわけでございまして、いかがおきますよな牛乳のような需給関係の超緩和ということもあるわけでござりますので、需給の動向に十分注意を払いながら、むしろこれ

で申し上げますと、ロースハムが中心でございまして、まず国内でできますロース部位につきましては家庭消費でロースを消費する。次いで加工に回つてくるものはどうしても少なくなるという点になりますと、ロースハムの製造メーカーから見ますると、国内にロースハムの需要がある限りは、何としても手当でをしなくちやならないところになりますから、外國から輸入しなきやならないやつだけ供給量から差つ引いて、そのあとを国内で販賣というふうなことを細工していらっしゃるんじゃないかというふうなこととさえ考へるんだけれども、その辺はどうですか。

○理事北條(君退席、委員長着席)

したがいまして、私ども今後の対応といたしましては、まず一般的の消費者の家計消費といたしま

して、ヒレとかロース等の特定の部位のみに集中しないよう、その他の部位についても消費を伸ばしていくという方策、さらにまたロースハムの原料でございますロース部位につきまして、どうも日本の豚の改良自体が、生肉需要にマッチしたものとしての改良が行われてきたという実態があるわけでござります。ロース部位につきまして、どうも日本の豚の改良につきましても、ロース部位の生産にマッチした、そういう豚に改良していく必要があるだらうというふうに考へておりますので、今後の加工需要を考えた場合、豚の改良につきましては、ロース部位の生産にマッチした、そういう豚に改良していく必要があるだらうというふうに考へておりますので、今後の加工需要を考えた場合、豚の改良につきましては、二、三年前からそういう実験に取りかかっているところでございまして、この点につきましては、二、三年前からそういう時間はかかると思ひますが、そういうふうに考へておるというふうに考へておるわけでございます。

ただ、消費形態、日本の消費構造に特異性がございまして、ヨーロッパでございますと、大豚体の消費は、ほとんどがハム、ソーセージ等の加工品で消費されているという実態でございますが、日本の場合は約半分は、いわゆるテーブルミート

と申しましょうか、生肉として利用される、残りがハム、ソーセージ等の加工品に回つておるといふ実態があるということがまず一つ。

それから生肉につきましての消費でございますが、これもややもすれば、ヒレとかロースとか特別の部位に消費が集中する。したがいまして、もともと肩みたいなところには需要が余りございませんで、非常に値が安くなる、極端に値に差が出

てゐる。また加工面で申しますと、ハムについて申しますと、ロースハムが中心でございまして、まだ家庭消費でロースを消費する。次いで加工に回つてくるものはどうしても少くなるという点になりますと、ロースハムの製造メーカーから見ますと、国内にロースハムの需要がある限りは、何としても手当でをしなくちやならないやつだけ供給量から差つ引いて、そのあとを国内で販賣というふうなことを細工していらっしゃるんじゃないかというふうなこととさえ考へるんだけれども、その辺はどうですか。

○政府委員(大坪敏男君) 私どもといたしましては、まず牛資源の増強というのが当面の最大の課題と考へておるわけでございますが、御案内のように牛といえども一年一産でござります。そういう基本的な限界があるわけでござります。かつま

た、現在の繁殖経営は、最近は子牛価格が高騰しておりますが、どうして牛といえども一年一産でござりますが、どちらかといふと、収益性に劣るためには繁殖經營をよやしていく、頭数を拡大

しておるという関係から収益が好転しているわけですが、どちらかといふと、収益性に劣るためには、どうも繁殖經營のみによつてはなかなか

難しい面もございますので、耕種部門との複合

経営を進めながらそういう中で繁殖經營をふやすためには、どうも繁殖經營のみによつてはなかなか

難しい面もございますので、耕種部門との複合

○政府委員(大坪敏男君) 乳製品の輸入に関しましては、基幹的なものにつきましては、畜産振興事業団による一元輸入ないしは輸入割り当て制をとっているわけでございますが、最近増加しておるのは、むしろ自由化しておりますナチュラルチーズ中心の乳製品の輸入増でございます。そこで先生おっしゃいますように、一方で生産調整しながら一方で輸入があふえているというものについての問題につきましては、生産者団体におきましても、ナチュラルチーズ、これもかつてはプロセス原料としてのナチュラルチーズの輸入が多かつたわけでございますが、プロセスチーズ自体の需要が落ちていて中で、むしろ直接消費用のナチュラルチーズの輸入があふえておるという、そういう実態もあるわけでございますので、このナチュラルチーズについて國産化できないかというふうなことが北海道を中心に生産者団体の中で真剣に御議論が行われているわけでございます。確かに私どもも、日本人の嗜好に合った国産ナチュラルチーズの生産振興は、今後の酪農乳業の発展のためにも有力な手立てでというふうに考えられるかと思うわけでございますので、私どもとしても重大な関心を持って見守っているというところでござります。

○山田謙君 今ナチュラルチーズの話が出ましたけれども、私もそのとおりだと思うんですね。だからナチュラルチーズの振興策として具体的に今まで、実際こういうことをやりますということをやらないと、なかなかナチュラルチーズというものが

は輸入があふえていく一方じゃないか。国内的にもいいやつをどんどんつくるような振興策を考えないかなきやいけないと思うんですけれども、その辺どうですか。

○政府委員(大坪誠男君) 本件については甚だ恐縮でございますが、こういった場での発言が国際的にいろいろ反響を及ぼすわけでございますので、私ここで重大な関心を持つて見守っていると申し上げるにとどめさせていただいたわけでござりますが、私どもとしてもこういたものが実現できるような方向で私どもなりにできることにつけてはいたしたいと、かように考えております。それ以上の発言は差し控えさせていただきたいと存じます。

○山田謙君 何か自衛隊の軍事機密が何かならともかく、ただチーズを食うか食わないかというような問題でそんなに慎重にやらなきゃいけないといふと、何か裏でよっぽど悪いことをやっているんじゃないかと思われるわけだけれども、それ以上物を言えないんですか。

○政府委員(大坪誠男君) 今の国際関係の中で、EC、豪州、ニュージーからチーズが入ってきているわけでございますが、その輸入を排斥するような国内生産の増強について政府が直接手をつけているということは、これは重大な問題になる可能性があるわけでございまして、この点につきましては、私ども関係の方とは慎重に連携をとりながら、意見を聞きながら慎重に対応しておるという状況でございます。その間につきましてはひとつ何とぞ御理解賜りたいと存じます。

○山田謙君 すぐに理解できないんですね。それはさつきも言いましたように、大臣の所信表明でも国内でできるものは極力国内でつくる、こう言っているんですねからね。それを言ったからって何もそんなにECが怒るほどのことはないと思うんですね。それ以上言いたくないと言うなら、それ以上しようがありませんけれども、私はナチュラルチーズあたりはもっとと振興をさせて、そして輸入を減らしていくよう努めをしていく

ていただきたいと、こういうふうに思います。

最後に、もう時間になりましたけれども、例の牛乳表示の問題で公取の方にお伺いします。

牛乳の表示をできるだけはつきりさせる、加工乳であるか、あるいはその他の飲用乳であるかというふうなことについて表示をきちんとしている動きは前からあるわけですが、何か最近規約を改正したとかなんとかという話がありますが、そちら辺のところ、経過を説明していただきたいと思います。

○説明員(黒田武君) お答えします。

ただいま御指摘のありましたように、昨年来飲用牛乳につきまして、いろいろと牛乳、加工乳、乳飲料の関係があるいは消費者に誤認を与えるとか、あるいは生産者団体の方からは需要の拡大という意味のことがありまして、関係者から飲用乳の表示につきましてもう少しわかりやすい表示にしていただけないかということをいろいろと私どもに要請がありました、それで今回関係者間で適切な表示というのはどうあるべきかということをいろいろ話し合っていきましたんだけれども、なかなか容易にコンセンサスが得られませんでしたので、とりあえず昨年七月の食品衛生法に基づく乳等省令の改正にかかる事項を重点にいたしまして規約と規則を直しております。しかしながら他方で、いろいろと関係者から指摘がありました種類別名称の明確化とか、それから乳飲料の原材料表示などについては改善を図るよう、全国飲用牛乳公正取引協議会で運用基準を定めまして表示の改善を図っております。

○山田謙君 結局、具体的には表示がどういうふうになるということですか。

○説明員(黒田武君) お答えします。

例えば加工乳とか乳飲料に○○牛乳と書いていたわけなんです。ところが、○○牛乳と書かれることによつてそれが加工乳なのか乳飲料なのかわかりにくいというお話をあつたわけなんです。それで加工乳とか乳飲料という一つの種類別名称ははつきりと大きい文字で書きなさいということを

○山田謙君 それはメーカーには大分徹底したんですか。

○説明員(黒田武君) 一月にこの運用基準を制定しておりますので、一応施行までの猶予期間を六月まで置いております。しかし早いものにつきましては四月ごろから新しい容器で市場に出回る予定であります。

○山田謙君 もしメーカーたちがあなた方の言うような改正をしなかつたとした場合に、どういうふうになるんですか。

○説明員(黒田武君) 公正取引協議会の中では一応こういう罰則規定を置いてやつておりますので、それに従わない場合はそういう規約違反といふことも考えられますけど、その前に私どもの方も、公正取引協議会というところを監督しておる官庁としまして、十分業界団体に周知徹底していくよう指導してまいりたいと思っております。

○山田謙君 せっかく規約をそういうふうに改正して一步前進したわけですから、ひとつ厳重にやつていただきたいというふうに思います。

次に、今度それに対して、生産者の人たち、あるいはまだ消費者の方、そういう人たちはどういうふうにその規約改正を評価しておられるかどうか、そのところはどうですか。

○説明員(黒田武君) 今回の改正につきましては、消費者団体、それから生産者団体の方々には、この内容を御説明しております。そうしまして、今のところ私どもの方としては、今言いましたように、加工乳とか乳飲料等の区別を表示上で明らかにし、しかもそれが実際に市場に出回つてくるのが四月から六月ごろになりますので、その改善された表示に対する消費者の意識など、また反応を見ました上で、今後さらに表示上の対策を検討する必要性が出てきた場合には検討しようかということでお話をさせてございます。

○山田謙君 それでは時間ですから最後にします。

もうお聞きのとおりですけれども、そういうこと

○政府委員(大坪敏男君) 現在、この飲用乳の表示問題につきましては、公取の御指導のもとにおきまして関係者間で話し合いが進められており、今までございませんが、私どもいたしましても、昨日の牛乳の需給事情から見ますと、飲用牛乳の消費の拡大ということ是非常に望ましい方向でもござりますし、またひいては生乳全体の需要拡大にも結びつくようなことでもございますので、こういった方向で話し合いか進み、関係者間で円満な話し合いがつくことを期待しているわけでございまして、私どもとして何らかやることがあるかどうかにつきましては、公取の事務局と御相談しながら必要なならばそれなりの対応をしていきたい、かように考えております。

○刈田貞子君 質問をさしていただきます。

私は、今お二人の同僚委員がいろいろ御質問なさいましたので、時間もお互いにない中でござりますので、重複を避けまして、通告分を少し外して御質問をさせていただくことになると思いますが、よろしくお願ひいたします。

我が党といたしましても、現在の畜産酪農を取り巻く情勢は非常に厳しいという現状認識に立っております。生農農家が計画生産を余儀なくされている中で、畜産物の需要は停滞し、減少傾向を示している。一方で輸入圧力は一段と厳しさを増しているということをございますので、こうした現状を踏まえるならば、六十一年度の畜産酪農にかかる政府価格及び関連施策の決定に当たっては、政府は生産者の立場に立つて十分な配慮をしていかなければならぬであろうということです。私どもは後日細かい部分に当たって申し入れをさせていただくことになつておりますので、この細かい点についてはまた後ほどにいたします。

私はまず、先ほど来お話を出ておりましたが、大臣に伺いますのは、最近の畜産經營ということの中で一番厳しいのは、暗い状況というのは負債の問題が一つ下敷きにあらうかというふうに思いました。こうした北海道を中心とした大型の固定負

況がいい方向に向いている、資産形成が進んでいるというふうな答弁が先ほどありましたけれども、私どもの調べた限りにおきましては、畜産農家全般の状況からまでは、健全經營としては三六・一%、残り六三・九%は何らかの形で經營上の問題を持つていて、なかなかアバウトな資料ではござりますけれどもございます。こういう実情が出てきた原因などはどこにあるかというふうに大臣お考へいらっしゃいますか。
○國務大臣(羽田孜君) 先ほどからの御審議の中でもあつたわけでありますけれども、負債が確かに多いという現況、これは私どもの方としては酪農經營の状況の、單一經營ですか、この方たちを対象にしながら調査をいたしております。これは五十九年のあれでござりますけれども、五十八年に比べますと少し負債は確かに多くなっておりまします。しかしそれ以上に貯蓄ですね、こちらの方はさらに多くなっているというのが現状でございまして、經營全般としては、割合といい方向に向かっているんじゃないかなというふうに思え、そして先ほど御質問ありましたように、いわゆる負債整理資金、こういったものを用意することによってこういうことを救うことができた、ある程度救つているんじゃないかなというふうに思つております。
ただ問題は、今御指摘のとおり、実際にまだぞういう問題があり、その原因がどうなっているのかということになります。これは個別農家農家によって違うものですから、一概にそれを申し上げることはできないと思うんですけれども、一番のあれは、新しく近代化していくこととの中で相当大きな投資をされている面もあるのかななど、ということを今思うところであります。
○刈田貞子君 これは私どもの山口県のメンバーによる聞き込みアンケート調査でありますけれども、山口は北海道の經營なんかとはおよそ違つたものであります、これは割合に小規模な健全經營をしたスタイルをとつておるわけですけれども

○政府委員(大坪敏男君) 個別經營の借り入れ、つまり負債ないしは資産につきましては、地域別あるいは経営別、さらには当該農家の経営力、技術力、資金力等々によって差があるかと思うわけでござりますが、私どもよく耳にする例では、經營規模を急速に拡大する、同時にその拡大の際にかなり設備投資相当にお金をかける、そういう経営、さらには肉用牛関係で申し上げれば、素養でございます牛牛価格でかなり変動があるわけでございますが、その素養が高いときに購入した経営、これは数年後に肥育經營として見れば非常なダメージを受けるというふうなこともございまして、私どもは、今大臣が御答弁申し上げましたように、全体としては經營は改善の方向に向かっているとは思いますが、地域によりましては、また個別經營によりましては、また個別經營の技術力、経営力等によりましては、まだまだ問題を残している農家が多いと思うわけでございます。こういった農家に対してまして、私ども、一般的な対策というよりもむしろ個別対策として、先生御案内のような自作農維持資金の中の經營再建整備資金等も活用しながら対応しているという状況でござります。

○刈田真子君 その五十六年からの酪農經營負債整理資金制度は、これは六十年度を最終年度とするということになっておりますけれども、この幾点はなさるんですか、いかがですか。

それから肉用牛經營合理化資金制度、こういうのも十分に機能させられていますか。

五十六年度から五年間ということで発足したわけでございまして、本年度は最終年次に当たるわけでございます。そこで、本年度におきますこの資金の運用でございますが、当然のことながら、本年度に償還期が来ましてその償還が困難な借入金につきましては、これを長期低利資金に借りかえさせることは当然でございます。しかしながら、また一方、同時に今後六十五年度程度を見込みまして借入金の返還、六十五年ごろまでに返済期の到来する借入金の中で、どうしても償還困難ではあるらかと見込まれるものがあるわけでございまして、それらにつきましては、本年度内に合わせて前倒しで借りかえをさせるというような措置を講ずることによりまして、一応五年間ということで発足いたしましたこの酪農經營負債整理資金につきましては、ことしでもって幕を引きたいと考えております。

先ほど大臣からの御答弁もありましたように、母豚の整理までしていわゆる価格維持をしていくこと、ういうことで生産調整をやったわけですね。それなのに、それほど国内でやっているのに、しかし輸入があふえている。これは農林水産省畜産局の資料だから一番確かだと思うんですけれども、これを見ても六十一年一月の段階で前年度比一二四・四。いかがでしょう。

○政府委員(大坪敏男君) 確かに、豚肉自体過剰生産の中で調整保管の実施、さらには生産者の手によります子取り用雌豚の淘汰という、そういうことを行っている中で輸入が必ずしも減ってないという事態があることも事実でございます。

ただ、この点につきまして御理解賜りたいのは、専ら輸入されておりますのは、ロースハム用の原料のロース部位、さらにベーコン用のベリーと申します部位でございます。と申しますのは、先ほどもちょっと申し上げたわけでございますが、日本人の豚肉の消費の形態というものが、外国と異なりまして、半分程度は生肉、いわゆるテーブルミートとして消費される。テーブルミートとしての消費も、主としてヒレとかロースに集中する。そもそも肩は余り消費されないという偏った消費が行われている。また加工面におきましても、ロースハムあるいはベーコン等に需要が集中するということありますと、どうしても特定の部位でござりますロース部位等は、全体として見れば過剰な中にも不足をするという、そういう特異な現象が生じてまいるわけでございまして、したがつて確かに生産が過剰で、生産調整が行われ、かつまた調整保管が行われるさなかであっても、輸入がなかなか減らないというの、そういう消費形態、輸入形態というものが現存するからであろうと私どもは理解しているわけでござります。

○刈田貞子君 部位志向が強いというのも私聞いではおりませんけれども、結局、国内のどこかにそれが回るわけでしょ。ね。生産もたくさんある、そして輸入してきたものもあると。どこかの部位だ

○刈田貞子君 置かれておるところでございます。

というのを表につくつてくださつたわけよね。私はこれを読んで日本もこの種のことを考へてもいいのではないかというふうに思うのです。消費者代表としての私がこんなことを言うのはおかしいのではないかというふうに思ひます。消費者も願つてはおりません。だから、そういうこととから、そういうことともやはり問題に

改めてさせていたくことにいたしました。酪農の方の関係の乳製品の輸入のことです。

先ほどナチュラルチーズの問題も出ていましたし、乳製品の輸入が非常に多くなっている、北海道の総生産量、生乳換算をすれば、それと同じぐ

私は農水省の資料を大変丁寧に見させていただきまして、優等生だと思つております。しっかりと読みさせていただいたんですが、百二十一ページ。かつて牛肉・オレンジのときにもやはり問題にし、みんなで話し合いをしたはずのものなんですね。つまり輸入先のアメリカ及びEC諸国において農産物のいわゆる国境措置とかを含めたこういふ手厚い保護があるかないかという話をいたしました。アメリカにも聖域があるんだという話なんですね。特にそれが酪農に非常に堅固であるといふことが言われております。そのことをまさしくこの百二十一ページに書いてくださつたと思うのです。このことについては私特別に申し上げておかななかつたかと思ひますけれども、表を見れば一眼瞭然わかるんで、「市場開放度」というところをを見ていただきますと、ECではチーズは二・九%の市場開放度、アメリカではチーズの市場開放度は六・〇%。我が国は八・三%。大変わかりやすくていい資料をつくつていただいてあります。

○政府委員(大坪敏男君) 農産物全般でもそうかと思ひますが、畜産物の中でも牛乳・乳製品につきましては、それぞれその国で置かれている酪農

代表としての私がこんなことを言うのはおかしいのではないかというふうに思ひます。消費者も願つてはおりません。だから、そういうこととから、そういうことともやはり問題に

改めてさせていたくことにいたしました。酪農の方の関係の乳製品の輸入のことです。

ものはもう既に生まれつたわけですね。ですから、あとはもとと大きく今度はこれによって需要を拡大しようということありますから、こういったことも、組織ですとかいろんなところで創意工夫されながら進めるものを計画していただい、これに対して私どもとしても当然いろんな面から応援していきたいというふうに考えております。

○刈田貞子君 それから大家畜のことにまた戻つてしまふような感じなんですが、牛の生体輸入があえているという話が出ていますね。こういうことについて農水省はどんな御見解を持っておられますか。

○政府委員(大坪敏男君) 確かに最近におきまして牛の生体輸入があえていることは事実でございます。六十年を見ますと、頭数は約一万四千頭といふ数字になつておりますし、かつて五十四年から五十六年にかけて輸入されたのが、年間一萬四千頭程度だったのがピークでありましたから、そのころに匹敵する輸入が行われていていうことがと思うわけございます。

その要因といたしましては、何と申しましても、最近における牛肉の価格が比較的堅調に推移しているということ、それに子牛価格が回復に向かっていること、さらにまた円高が進んでおる、そういう要因でもってこのように過去五十四、五、六年に見られたような水準でございます一万四千頭程度の輸入になつたというふうに見ているわけでございます。

○刈田貞子君 これは生産者にどんな影響を与える牛

○政府委員(大坪敏男君) この生体牛の輸入でございますが、内容的に見ますと、一つは種畜がござります、それから子牛がござります、それから三番目として直接屠場へ行きます牛、肉となる牛がある。その三つの形態があるわけでございますが、種畜につきましては、家畜の改良という面から見ますと、これは必要なものでございますし、子牛につきましては、最近子牛価格が高騰してお

るという中で、中には肥育経営の中では子牛が欲しから、前はこういう形で入ってきたわけじゃないですか、今はこういう形で入ってきてますから、こういった農家も出てまつてあるわけでございます。さて、こういった農家に対する供給として子牛の輸入が行われているというふうに見ておられるわけですが、これにつきましては、数量的に申し上げますと、昨年で大体七千五百頭程度でございました。この数量自体、年間の牛肉生産の中では〇・四%程度でございますので、全体の牛肉の需給なり価格に及ぼす影響は極めて小さいものと理解しております。

○刈田貞子君 余り影響がないというふうにおっしゃるんですか。

○政府委員(大坪敏男君) 数字で申し上げます限り、国内で生産されます牛肉の中に占める割合は〇・四%程度でございますので、需給なり価格にはほとんど影響がないと、そう言っていいんじやないかというふうに考えております。

○刈田貞子君 昨日も予算委員会で竹下大蔵大臣ともちょっとあれましてみましたが、円の相場というののはまだどこまでどう発展していくかわからないという状況にありますよね。そうすると、うまみとしてはこういう商法というのはまだどんどん進むんじゃないかな。こういう予測があるわけで、〇・四%、〇・五%程度であるというふうにはおっしゃって、これは何かの形で農水省が歯止めをかける必要はないでしようか。

○政府委員(大坪敏男君) 生体牛が輸入される場合、私どもの出先でございます動物検疫所へ行きまして検疫を行なうということになつて、これは年間約一万五千頭程度であるというふうに考えておりますが、この検疫につきましては、場所、施設、人員等におきまして制約がございまして、検疫がいいスタートバーの役になるというふうにおっしゃつておられるようですが、手をかえ品をかえしながらいろいろな形の輸入がふえていくことがあります。

○刈田貞子君 検疫がいいスタートバーの役になるというふうにおっしゃつておられるようですが、手をかえ品をかえしながらいろいろな形の輸入がふえていくことがあります。そこで、具体的な対応につきましては、現在ま

調製品あるいは擬製品、ナチュラルチーズなんか、前はこういう形で入ってきたわけじゃないですか、今はこういう形で入ってきてますから、こういった農家も出てまつてあるわけじゃないですか、今はこういう形で入ってきてますから、こういった農家に対する供給として子牛の輸入が行われているというふうに見ておられるわけですが、これにつきましては、数量的に申し上げますと、昨年で大体七千五百頭程度でございました。この数量自体、年間の牛肉生産の中では〇・四%程度でございますので、全体の牛肉の需給なり価格に及ぼす影響は極めて小さいものと理解しております。

○刈田貞子君 余り影響がないというふうにおっしゃるんですか。

○政府委員(大坪敏男君) 数字で申し上げます限り、国内で生産されます牛肉の中に占める割合は〇・四%程度でございますので、需給なり価格にはほとんど影響がないと、そう言っていいんじやないかというふうに思っています。

まだこの種のことについては申し上げたいことがたくさんあるんですけども、今回の畜産物価格を論ずるに当たっては、何といつてももう一つのテーマは、今度は消費拡大を何とか積極的にやってもらわなければ国内としてももう大変だというのがありますね。その分になりますと、私ども一翼を担わなければならない分になると、それが政策として、消費拡大するわけですから、國の政策として、消費拡大というのはどんなふうに具体的に考えてありますか、先ほども学校給食云々いろいろ出ていましたけれども、これはいかがでしよう。

○政府委員(大坪敏男君) 特に、最近の状況で考えますと、牛乳・乳製品の消費拡大が私どもにとりまして最大の課題であるというふうに考えていくわけがございまして、現在、生産者団体、乳業者団体、さらには販売業者団体等の代表からなります懇談会を開いておりまして、そこで具体的な消費拡大の方策について御検討をお願いしているわけでございます。私どもいたしましては、そいつた検討の経緯を見ながら、かつた検討の結果を踏まえまして、効果的な消費拡大対策を打ち出していきたいと思うわけでございますが、消費者大蔵と申しましても、これは決して政府だけが行なうものじゃございませんで、生産者、乳業者、さらには販売業者それぞれのお立場でお考えいたしました懇談会でもいろいろ御議論頗ったわけでございます。

その中で出来ました意見を集約して申し上げますと、一つは、牛乳の消費自体が、日本人の食生活から見ると、既に相当の水準に達しているという見方があるのではないかという見方。さらに昨年の場合は、特にウーロン茶とかスポーツドリンク等競合する飲料が大量に出回ったというふうなことがあります。さらに日本人の生活様式として外食機会が増えている。さらには栄養食品でございました牛乳・乳製品に対する価値観も変化してきた。そういう状況に対応した新製品の開発なり、あるいは宣伝、PRの必要性を考えなければならぬんじやないかというふうなことがこの懇談会において議論されたようでございます。

だ検討している段階でございまして、アイデアに過ぎないわけでございますが、簡単に御披露させていただきますと、例えばテレビで料理番組を提供する。そのことによりまして、牛乳・乳製品の料理の方法等の普及を図っていく。さらにまた牛乳は特に食生活で不足がちなカルシウムの供給源としてすぐれている等々の牛乳・乳製品の栄養上の正確な知識を普及していくこと。次にしし牛乳を活用し、現在牛乳が売られていないような駅構内とか駅車内、行楽地等で新たな販路を開拓していくということ。そういうことをいろいろ現在検討している段階でございまして、なるべく早い機会に具体化をし、それぞれの立場でそぞろついていきたい、かように考えておるわけでござります。

が具体的にどんなことを考えながら現に手だてをしてきたのか、しているのか、しようとしているのか。この点はどうですか。

○國務大臣(羽田孜君) 特に畜産、例えば一つの肉を例に挙げましても、今、牛肉等についてはオーストラリアあるいはアメリカ、こういったところからも輸入しております。しかし先生方もよく新聞等でも御案内のとおり、一番の大供給国でありますオーストラリアの肉生産というものは割合と不安定でございます。割合と乾燥が激しいということで、火事になりますと牛が死んでしまいます。これを新たに戻すためには相当な時間がかかるというような実情がある。

そして、そういう中で肉の貿易というのはどうかといふと、海を越えての量というのは、数字はほぼ間違いないと思いますけれども、百万トンぐら

りますので、これは農用地開発公団等によりまして草地開発というのもしておりますけれども、そういうことをやつて自給飼料というものを高めしていくということ、これがまず第一であろうといふふうに思います。

それから担い手の方も、本当の畜産經營をやつしていく、そのためには飼料を投与する、これも相当技術が必要じゃなからうか。よくむだな飼料を投与してしまっているという部分なんかもございませんで、適正なものをやり、そうして例ええば泌乳量なんかが多くやつたから多くなるわけでは決してないものであつて、その辺のところを十分分管理できるような担い手というものをこれから養育していくかなければいけないんじゃないかと思つております。

それから負債の問題。そういうことを言うときには、いつと受けとめらるこちゅうつきますねんじや、どちらかといふふうに思つております。

○刈田真子君 局長どうですか。補足をすること
ありますか。

○政府委員(大坪敏男君) 特にございません。

○刈田真子君 これは畜産局長の報告の要旨なん
ですけれども、その中に「飼料」のところがありま
す。「粗飼料」のところで、今言われたように、自
給飼料をあやしていくということをおっしゃって
おるんですけども草地の開発、既耕地の作付
転換等によって年々増加してきてはいるけれど
も、五十八年以降転作の緩和や他用途利用米制度
の導入によることで作付減 そして六十年には前
年比〇・八%減って、それで百一十九千ヘクターラ
ルというふうに書いていらっしゃるわけですね。
これは六十五年までには百五十五万ヘクタールま
でふやすという当初の予定がありましたよね。こ
れはいかがですか。

が具体的にどんなことを考えながら現に手だてをしてきたのか、しているのか、しようとしているのか。この点はどうですか。

○國務大臣(羽田孜君) 特に畜産、例えば一つの肉を例に挙げましても、今、牛肉等についてはオーストラリアあるいはアメリカ、こういったところからも輸入しております。しかし先生方もよく新聞等でも御案内のとおり、一番の大供給国でありますオーストラリアの肉生産というものは割合と不安定でござります。割合と乾燥が激しいということで、火事になりますと牛が死んでしまいます。これを新たに戻すためには相当な時間がかかるというような実情がある。

そして、そういう中で肉の貿易というのはどうかといふと、海を越えての量というのは、数字はほぼ間違いないと思ひますけれども、百万吨ぐらいかどうございません。そのうちアメリカが六、七十万トンを買つておる。そして日本が十五万トンぐらい。そして韓国が、年によつて振れますけれども、十数万トンということではありますから、もうこれで実は百万吨になつちやうわけです。そのほか、シンガポールですか、そのほかのいろいろな国が輸入しておるわけでございまして、こういうものを考えますと、例えば牛肉というものを一つとったときに非常に不安定なものであるということです。ですから、日本がだんだんだんだんみんなが肉を食べるようになつてきただ。そして、輸入にだけ頼つているということになつたら、どこかで何かがあつたときに、今度は日本には肉を売つてくれない。一時、オーストラリアで、日本に肉を売るからオーストラリアの肉は値段が上るんだなんていふんで、労働組合の皆さん方も反対したという情報が新聞報道でもあつたぐらいでございますから、そういうものを考えたときに、主たるもののは国内で生産するということを基本に考えなければいけない。そういう中で足腰の強い農業、畜産というものを考えなければいけないということあります。

いまでの、これは農用地開発公団等によりまして草地開発というのもしておりますけれども、そういうことをやつて自給飼料というものを高めしていくということ、これがまず第一であろうといふふうに思います。

それから担い手の方も、本当の畜産經營をやつしていく、そのためには飼料を投与する、これも相当技術が必要じやなかろうか。よくむだな飼料を投与してしまつてはいるという部分なんかもござりますんで、適正なものを作り、そうして例ええば泌乳量なんかも多くやつたから多くなるわけでは決してないものであつて、その辺のところを十分管理できるような担い手というものをこれから養育していくかなければいけないんじやないかと思つております。

それから負債の問題。そういうことを言つたおしかりを受けることもありますけれども、どうも農業というのは、一軒のうちでやつていると、いうことで、どんぶり勘定になつてしまつたりなんかして、経営という面について相当厳しく、どれだけのものを借りた場合にはどれだけの生産を上げていかなきゃいけないんだということ。それは他からの要因というのもありますからなかなか思うようにいかぬでしようけれども、それだけに經營管理ということについてきちんとできる担い手というものが必要じやなかろうかなどと、かというふうに思ひます。

それから家畜がきちんと増体できるように、あるいは泌乳量が多いものに、そういう家畜の能力というものを向上させるということも必要でありますよし、最近成功しております受精卵移植、こういう新技术の開発、あるいはそいつたものを民間の中にも普及していく。こういう態勢が必要じやないかということで、今日までもそういう努力を農林水産省として続けておりますけれども、またさらに私たちもそいつたものをこれからも一層助長する必要がある。そういう中で足腰の強い農業、酪農、畜産というものを、今

○刈田貞子君　局長どうですか。補足をすることありますか。

○政府委員(大坪敏男君)　特にございません。

○刈田貞子君　これは畜産局長の報告の要旨なんですけれども、その中に「飼料」のところがあります。「粗飼料」のところで、今言われたように、自給飼料をふやしていくということをおっしゃっておるんですけれども、草地の開発、既耕地の作付転換等によって年々増加してきてはいるけれども、五十八年以降転作の緩和や他用途利用米制度の導入によることで作付減、そして六十年には前年比〇・八%減って、それで百一万千ヘクタールというふうに書いていらっしゃるわけですね。これは六十五年までには百五十五万ヘクタールまでふやすという当初の予定がありましたよね。これいかがですか。

○政府委員(大坪敏男君)　確かに先生御指摘のように、草地なり飼料作物の作付の増につきましては、四十年代は家畜飼養頭数の増に伴いまして、畑を中心、さらには草地造成を中心としてふえてまいつたわけでございますが、五十年代に入りましてからは、水田転作といふ中で、水田に転作作物として飼料作物が植えられてきたということです順調な推移を見てまいつたわけでございますが、最近におきましては、水田転作におきましては、他用途の導入とか転作面積の緩和等もございまして、水田につきましてはやや停滞感み。一方、畑の方は増加しておるわけでございますけれども、水田につきましては停滞感み。また一方、草地造成につきましては、どうしてもだんだん適地が奥地化するということもございまして、工費がかかるとか、あるいは権利関係の調整が厄介などもございまして、やや伸びに鈍化が見られるわけでござります。

そこで、確かに先生御指摘のように、六十五年にはより多い面積の見込みを持っておるわけでございますが、現在のことろまだそこに至るまでの進捗状況、つまり、今もこのようにござります。

今大臣も御答弁ございましたように、農用地開発

公團事業等、各種の草地造成関係の手法を持って

いるわけでございまして、そういうものを駆使

しながら、極力その長期見通しのラインに沿つた

飼料作物ないしは草地造成を強力に進めていきました。

○刈田貞子君 それからこの自給飼料生産につい

ては、これはずっと前から毎度言われていること

で、先ほど同僚委員からも出ておりましたけれど

も、自給飼料生産の場合、所得及び労働報酬の問

題で、結局、他の飼養部門との差が非常に大きい

ということから作付増産の意欲が減退していくと

いうのが一番基本的な問題だと思うんですけれど

も、そういう自給飼料をふやしていく、そして草

地をふやしていくというようなことを考えている

のだったら、やっぱりその基本に、先ほど菅野先

生の方からも出していました。基本的なこういう部

分のことの確保しないと具体的には政策という

のでは進まないんじゃないかと思う。これはいかが

ですか。

○政府委員(大坪敏男君) ただいまの先生の御意

見は御意見として承りたいと思いますが、ただ私

どもの理解では、家畜を相手とした飼育管理労働

育管理労働は生きた家畜を相手にいたしまして、

家畜の世話、搾乳等の労働に従事するわけでござ

りますので、ある程度の熟練度を要するかと思う

わけでございます。かつた場合によつては危険

性もある。一方、飼料作物につきましては、決し

が、労働の質として見た場合、作付、収穫、調

整、乾燥等の作業でございまして、これは生きた

家畜を相手とするいろいろ複雑な労働とは労働の

質において異なるというふうに理解いたしておる

わけでございます。

○下田京子君 まず最初に、加工原料乳の保証価格について質問いたします。

既に新聞等、そしてまた大臣、局長の答弁も、

やれ、えさの価格が下がっている、金利も下がっ

ている、だから引き下げ要因が大きいような話だ

けをなされております。一番大事な部分が欠落し

ていて私は申し上げなければなりません。

なぜか。この論議の前提になつていて、昨

年の算定方法がまさに正当であるといふところか

ら出発しているんですね。私はここに問題がある

とおもふわけです。これまでも保証価格の推移を見て

みますと、いろいろありましたけれども、五十二

年にはキログラム当たり八十八円八十七銭だつた。その後四年間も据え置き、五十七年度にわざ

年は五十銭のアップをした。それから五十八年度に

は七十銭のアップをした。ですから五十九年度に

は一百四十銭になります。そして昨年の保証

価格は二百四十四円七十一銭と、昨年度価格に比べまして八

百九十九億という、ほぼ前年並みの予算を確保し

たというふうに書いてありますね。これは全国に

ばらまくと、どのぐらいの地域に割り当てられる

いるというのは事実なんです。

で、私は一つ確認したいんですけど、六十

年度の乳価、この算定方法を五十五年度の保証乳

価と同じような形で計算した場合に幾らになるだ

ろうか。キログラム当たり九十一円八十一銭と、

実際に昨年に比べて一円七十四銭アップになります。

○政府委員(大坪敏男君) ただいま先生がおつし

たれた方、ついた反論の方、算定の仕方が違うとおっしゃ

いました。

○刈田貞子君 じゃ、さつきの反論の方、首を振

つた方。

○政府委員(大坪敏男君) 何と申しましても、飼

畜の世話、搾乳等の労働に従事するわけでござ

りますので、ある程度の熟練度を要するかと思う

わけでございます。かつた場合によつては危険

性もある。一方、飼料作物につきましては、決し

が、労働の質として見た場合、作付、収穫、調

整、乾燥等の作業でございまして、これは生きた

家畜を相手とするいろいろ複雑な労働とは労働の

質において異なるというふうに理解いたしておる

わけでございます。

○政府委員(大坪敏男君) ただいま先生がおつし

たれた前提で計算をいたしますとそのよう

な金額になります。

○下田京子君 そこで大事なことは、先ほど来議

論にもなつておりますけれども、労賃をどれだけ

適正に評価するかということだと思います。意

欲をそぐようなことはないとか、再生産の確保

がなされるようだとか言われております。とす

れば、大事なことは何といつてもその労賃をいか

に適正に評価するか。

この六十年度の乳価の算定方法の中で現在やら

れているようなものでない形で評価していくたら

どうなるか。現在は飼育労働費は主要加工原料乳

平均、これを採用しております。労働に質の差は

ないんだと言いつつも、飼料作物費の方は同じ北

海道でも今度は農村雇用労賃を採用しております。

そもそもこの飼育労働費と飼料作物費を不适当に差

別しているというところに私は問題があると思

う。同一経営で同一人物の労働を適正に評価すべ

きだ。しかも全国の製造業五人以上規模の平均と

いう形で計算しますと、六十年度の乳価はキログ

ラム当たり九十七円五十三銭となるはずです。そ

れに酪農經營も非常に高度化しております。研究

会にも出席しなければならない、いろんな帳簿も

つけなきゃならない、そういう企画管理、この労

働をきちんと見ますと、乳価はキログラム当たり

九十八円七十一銭と、昨年度乳価に比べまして八

百四十四円アップになります。そして昨年の保証

価は二百四十四円七十一銭と、昨年度乳価に比べまして八

百九十九億という、ほぼ前年並みの予算を確保し

たというふうに書いてありますね。これは全国に

ばらまくと、どのぐらいの地域に割り当てられる

わけでございます。

○政府委員(大坪敏男君) ただいま先生がおつし

たれた方、ついた反論の方、算定の仕方が違うとおっしゃ

いました。

○刈田貞子君 じゃ、さつきの反論の方、首を振

つた方。

○政府委員(大坪敏男君) 何と申しましても、飼

畜の世話、搾乳等の労働に従事するわけでござ

りますので、ある程度の熟練度を要するかと思う

わけでございます。かつた場合によつては危険

性もある。一方、飼料作物につきましては、決し

が、労働の質として見た場合、作付、収穫、調

整、乾燥等の作業でございまして、これは生きた

家畜を相手とするいろいろ複雑な労働とは労働の

質において異なるというふうに理解いたしておる

わけでございます。

○政府委員(大坪敏男君) ただいま先生がおつし

たれた方、ついた反論の方、算定の仕方が違うとおっしゃ

いました。

○下田京子君 そこで大臣に御答弁いただきたい

んです。いいですか。現在今、酪農家がどうい

おられます。一体足腰の強い経営とは具体的にどういうことを意味しておられるのであるか。この二つの点、大臣にきちつと日本農政の基本的な柱から伺いたい。

い果物についてオレンジですかあるいはバナナですとか、日本で余り生産しないものについては入ってまいりますけれども、基本的には日本の中で自給ができるというふうに考えております

ただ、先日先生と議論をいたしまして、先生の方から御指摘があつたバイナップル等につきましては、確かに円高なんというものがありますて、いろんな問題を起こしているなということは私ども

をとりながら削減した畑はどうするか。転作の面で、もつと裏表にして転作奨励の切りかえのことについても先取りしてやることによつて、狭い耕
地が、國士が生かされてくるわけであります。極

○国務大臣(羽田孜君) ます、私どもとして、国内で生産可能なものは極力国内生産で賄うこと、これを基本に据えておきたいと存じます。このことは、先ほどもちょっと触れましたけれども、日本の國を取り巻く環境というのは、食糧というものはそんなに安定し、しかも豊富にあるという環境じゃ決してありません。日本に相当安定して供給できる國ということのは、大変皆遠い國であるということ、しかもかつて大豆でも経験しましたように、先ほど蒙州の肉の問題でもちゃんと私が触れましたように、残念ですけれども、よつとその國の生産といふものが振れますと日本も、よその國の生産といふものが振れますけれども、その条件を整備しながら国内で主要な農産物についてはそれを確保していく、これを基本に据えなければいけないであろうというふうに考えております。

そういう中で、ただそういったときについつもあれしますのは、どうも自給率が下がっているからということ、日本は供給がぐっと落ちているんじゃないかという指摘があるんですけど、しかしよく考えてみると、主食である米というのはもう完全自給どころか、これはもうオーバープロダクトするだけの力を持っております。それから野菜も特別に価格が高騰したりなんかしたときに入れることがありますし、また最近では珍しい中国の野菜ですとか、台湾の野菜ですとか、いろんなものがあります。こういうものが珍しいものとして入ってくることがあります。しかし、これはもうほぼ完全に自給しております。それから果実につきましても、これは何というんですか、珍

す、ただ麦ですか、特に小麦なんかの場合、あるいは大豆の場合に、これは大分減つておるわけありますけれども、しかし大体食用の日本のめん、これに対応するものはもう国内生産がある程度私は確保できてきたというふうに思っています。ただ問題は、飼料穀物については、もう御案内のとおり、どうしても日本の倍以上の面積の中でつくられているものが今日日本の畜産のために使われておるということ、これが一点でありますし、それからさつきからお話をあります醸農製品の輸入という中でも、たしか二十数%のシェアを占めると思いますが、しかも昨年も九%ぐらい、ことしですか、ふえておりますけれども、これは銅料用、要するに、えさにする脱粉というものがふえておるというのが実は現状でござります。そのほか先ほどの豚なんかにしましても、どうしても日本人の嗜好というのが、トンカツだとか、そういうものにして食べるのから、ハムとかいういふいたものにだんだん嗜好が変わってきていい。しかも、そのハムなんかもだんだん上位のものを要求するようになってきておるということになりますと、日本でつくっている豚の場合、まだどうしても必要とする例えばロースの部位なんというものが不足しておるというようなことで、これも輸入せざるを得ないということでございまして、そういったことを考えたときに、基本的には私たちの考え方といふものはそんなに振れているものじやないんだと、確かに、いろんな外圧なんかで大きな声が上がりりますけれども、しかしそれによつて生産といふものが相当悪いやられてしまつておる現状にはないということは言えると思います。

私どもは何といつても生産性の高い農業をする、それから足腰の強い農業をということですけれども、先ほども刈田先生の方にもお答えしたわけありますけれども、いずれにいたしましても、あるいはまた請負耕作なんかを進めていくといふことを考えたときに、何といふんですか、基盤整備というものの、これはもう欠かすことのできない基本の考え方であろうというふうに思います。それと同時に、農業というものは今、日進月歩、非常に大きく、私はよく知識集約型の産業と言うんですが、労働集約型から知識集約型へ変わってきただということを申し上げておりますけれども、非常に高度な技術というものが必要にならなければなりませんし、また新しい技術が開発されるとか、あるいは新しい種子ですか、そういうものが開発されたときにそれをいち早く取り入れ、それをきちんと管理していくということになりますと、それだけの知恵、ノーゲームというものが必要にならなければなりません。そういう意味で、単に担い手というより、きちんとそういうものを兼ね備えた担い手というものが必要であるというふうに思いました。そういったものの上に、上にといいますか、新しいあれとして、技術の開発というものなんかも相当力を入れていかなければいけないんじやないかなというふうに思っております。

さつと申し上げましたけれども、以上二点について申し上げます。

○喜屋武眞榮君 国土開発という立場から、国土の狭い、耕地の狭い日本であればあるほど、もつと政府が先見性を持って先取りしていくという、こういう姿勢を持たない限り、いつも実際の生産農家の後追いをしていくように思われてならないのです。例えば米の減反政策をとりながら一〇〇%今自給に達しているのは米であると、減反政策

端に言うならば田んぼを済反してつくるなら賣
美をやろう、急げけを奨励するような皮肉も出で
くるわけであります。こういう点で私は、何かそ
こに政府がもとと先見性を持って時代におくれぬ
ような、そして生産農家をリードしていくよう
な、こういう指導性を強力に発揮すべきではない
かと、こういうことを感じてなりません。これは
私の所見であります。

次に、一、二具体的な問題に触れたいと思うの
であります。例えは食肉安定価格は五年、加工
原料乳保証価格は八年実質的に据え置かれており
ます。ところが、ことしは引き下げる方向への心
配もある。ところで、このよくなごとでは諮問に
当たっての試算価格について疑問を抱く一人であ
りますが、畜産農家が多額な資金を投入して規模
拡大、そして生産性の向上に努めた努力は一体ど
ういうことになるのか、生かされていないと思わ
れてならない。むしろ価格引き下げに作用してき
ておる。このよくなごとでは一休腰の強い経営
が育成できるであろうかという疑問も持たざるを
得ません。その点についてどういう見解を持つて
おられるか伺いたいと思います。

○國務大臣(羽田孜君) 先ほどの前段の点につい
てちよと申し上げたいと思うんですけれども、
確かに水田利用再編対策、こういうことをやると
きに、やらない、また耕さない、そういうた農家
に対してもそれを助長させるようなことはおかしい
じやないかというお話があつたのですけれども、
かつて昭和四十五年でしたか、から始まつたとき
は、まさに休田奨励金といいますか、そういった
ものを実は出したことは事実であります。そうい
つたものに対しても私たちもこれではおかしいとい
ふことを言いながら、第二期の過剰のときに水田
利用再編対策で、まさにその余る米から不足する
ものに転作していただきたい、そういうふた何にも

第八部 農林水産委員会會議録第三号

昭和六十一年三月十五日

しないのはだめですよというやり方をしてまいつたわけでございまして、これは先生の御指摘は私たちもよく頭に置きながら、これからもそういうものに対してきちんとともうちょっと先取りしながら物事をやっていくことを考えたいと思います。

なお、今御質問のありました点につきましては、私どもも、畜産農家、酪農家という的是農業經營の中ににおいて中心的な役割を果たしている方たちだというふうに認識をいたしております。そういう意味で、こういった皆さん方が生々と農村の中の中核農家としてこれからも伸びていっていただきたい、この気持ちは全然私たちも変わりません。ただ、そういう中で、今度のように他動的なよそからのあれによってもし利益があるとすれば、その一部分はやっぱり消費者にも還元をしていただいた方がいいのかなということを実は考えておるところであります。

大だらかに何事かと云ふことをうながしておきながら、
O喜屋武真榮君 常に農水の問題になりますと、
立ちおくれておる沖縄の問題をどうしても避けた
くては、私どもは今ちょうど生産費が出てきたと
ころで、今慎重に精査いたしておるところであつた
ますけれども、今先生からお話をあつたことも私
どもよく頭に置きながら対応していきたいといふ
ふうに考えております。

そこで、沖縄における畜産の中心は養豚、肉牛生産、そして最近特に、飼養の規模からしても、北海道、愛知に次ぐ勢いで今ぐんぐん振興しつつある、酪農の面でも振興しつつある。こうした状態の中であるわけです。そこで今後県外雪賣要に対応して生乳生産を拡大していくことが大きな課題になつておるわけなんです。しかし、我が国の酪農をめぐる情勢は、去年の生乳需給事情によっていまだかつてない減産を強いられる厳しい事態に直面してきておる。その過剰原因は、よく言われておりますIQ品目でありますながら、ところ

で次が私が指摘したい問題点ですが、北海道の牛乳生産量に匹敵するぐらいの二百六十四万トンと相当の輸入がなされておる。このような事態を考えてみますとときに、農政のあり方が政策面からも一體これでいいのかと、どうしてもこういうことが思われてならないんです。のこととは原点に返っ

そこで、ただいま先生おっしゃいました乳製品の指定乳製品につきましては、畜産振興事業团が一元輸入しておりますし、それ以外の主要な乳製品、例えばプロセスチーズ等につきましては、輸入制限品目として輸入をコントロールしているわけでございます。

○政府委員(大坪誠男君) 乳製品の輸入につきましては、先生御案内のようにバター、脱脂粉乳等の指定乳製品につきましては、畜産振興事業团が一元輸入しておりますし、それ以外の主要な乳製品、例えばプロセスチーズ等につきましては、輸入制限品目として輸入をコントロールしているわけでございます。

そこで、国内自給の原則に照らして一体どう結びついているか、これをどう解明しようとしておるのであるか、そのことについて見解を伺いたい。

うに振興していくかなどいろいろなことがこれからは課題となることになりますし、これの円滑な解決ができるべく輸出問題の大半は解決し得る、さように考へておけでござります。

はどまお話し申し上げ
の国内で、何といいま
れは生産者の皆さん方
よしても、これから考え
じやなからうかという
して今、価格につきまし
うのが維持されてきた
が少し下がつてきた、とい
えられているのだとい
たけれども、私どもも
価格の決定に当たって
そしてこれが縮小經營
來、養豚だけではなく
て、こういったものが縮
このないようすに、頭に置
い、というふうに考えてお
業長(成相善十君) 本件
この程度といたします。

は、先ほど来お話し申し上げておりますように、日本の国内で、何といいますか、需要のあります部位、そういうものをこれからつくるようには、これは生産者の皆さん方も、また農林水産省としても、これから考えていかなければいけないのじやなかろうかというふうに考えております。

そして今、価格につきまして、あるいは特に養豚というのが維持されてきたのは、飼料価格といふものが少し下がってきた、そういうもののよって支えられているのだということの御指摘がありましたが、私どもも、そういう問題もありましたけれども、将来、養豚だけではなくて全体の畜産あるいは酪農、こういったものが縮小經營になる、そんなことのないように、頭に置きながら対応していくべきだというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

は、先ほどお話し申し上げておりますように、日本の国内で、何といいますか、需要のあります部位、そいつたものをこれからつくるようになります。これは生産者の皆さん方も、また農林水産省としても、これから考えていかなければいけないのじやなからうかというふうに考えております。

そして今、価格につきまして、あるいは特に養豚というのが維持されてきたのは、飼料価格といつもののが少し下がってきた、そいつたものによって支えられているのだということの御指摘がありましたが、私ども、そいつた問題も含めて価格の決定に当たって適正に対応していくたい。そしてこれが縮小経営とかそいつたものに、将来、養豚だけではなくて全体の畜産あるいは酪農、こういったものが縮小経営になる、そんなことのないように、頭に置きながら対応していきたいというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

は、先ほどお話し申し上げておりますように、日本の国内で、何といいますか、需要のあります部位、そういうものをこれからつくるようには、これは生産者の皆さん方も、また農林水産省としましても、これから考えていかなければいけないのじやなかろうかというふうに考えております。

そして今、価格につきまして、あるいは特に養豚というのが維持されてきたのは、飼料価格といふものが少し下がってきた、そういうものによって支えられているのだということの御指摘がありましたが、私ども、そういう問題も含めて価格の決定に当たって適正に対応していくたい。そしてこれが縮小経営とかそういうものに、将来、養豚だけではなくて全体の畜産あるいは酪農、こういったものが縮小経営になる、そんなことのないように、頭に置きながら対応していただきたいというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

は、先ほどお話し申し上げておりますように、日本の国内で、何といいますか、需要のあります部位、そういうたるものをおからつくるようには、これは生産者の皆さん方も、また農林水産省としても、これから考えていかなければいけないのじやなかろうかというふうに考えております。

そして今、価格につきまして、あるいは特に養豚というのが維持されてきたのは、飼料価格といふものが少し下がってきた、そういうたものによって支えられているのだということの御指摘がありましたけれども、私どもも、そういう問題も含めて価格の決定に当たって適正に対応していくたい。そしてこれが縮小経営とかそういうものに、将来、養豚だけではなくて全体の畜産あるいは酪農、こういったものが縮小経営になる、そんなことのないように、頭に置きながら対応していきたいというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○委員長(成相善十君) 次に、土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聽取いたします。羽田農林

は、先ほどお話し申し上げておりますように、日本の国内で、何といいますか、需要のあります部位、そういうものをこれからつくるように、これは生産者の皆さん方も、また農林水産省としても、これから考えていかなければいけないのじやなかろうかというふうに考えております。

そして今、価格につきまして、あるいは特に養豚というのが維持されてきたのは、飼料価格といふものが少し下がってきた、そういうもののよって支えられているのだということの御指摘がありましたが、私どもも、そういった問題も含めて価格の決定に当たって適正に対応していくたい。そしてこれが縮小経営とかそういうものに、将来、養豚だけではなくて全体の畜産あるいは酪農、こういったものが縮小経営になる、そんなことのないよう、頭に置きながら対応していただきたいというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、木日はこの程度といたします。

水産大臣、

定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聽取いたします。羽田農林

は、先生ど来お話し申し上げておりますようだ、
日本の国内で、何といいますか、需要のあります
部位、そいつたものをこれからつくるよう
に、これは生産者の皆さん方も、また農林水産省
としましても、これから考えていかなければいけ
ないのじやなからうかというふうに考えておりま
す。

そして今、価格につきまして、あるいは特に養
豚というのが維持されてきたのは、飼料価格とい
うものが少し下がってきた、そいつたものによ
つて支えられているのだということの御指摘があ
りましたけれども、私ども、そういう問題も
含めて価格の決定に当たって適正に対応していき
たい。そしてこれが縮小經營とかそういうもの
に、将来、養豚だけではなくて全体の畜産あるい
は酪農、こういったものが縮小經營になる、そん
なことのないよう、頭に置きながら対応してい
きたいというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、本
日はこの程度といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。羽田農林
水産大臣。

○國務大臣(羽田改君) 土地改良法及び特定土地
改良工事特別会計法の一部を改正する法律案につ
いて、本件に対する質疑は、本日はこの程度といた
します。

は、先ほどお話し申し上げておりますように、日本の国内で、何といいますか、需要のあります部位、そういうものをこれからつくるようになります。これは生産者の皆さん方も、また農林水産省としましても、これから考えていかなければいけないのじやなかろうかというふうに考えております。

そして今、価格につきまして、あるいは特に養豚というのが維持されてきたのは、飼料価格といつもののが少し下がってきた、そういうたるものによって支えられているのだということの御指摘がありましたけれども、私どもも、そういうたった問題も含めて価格の決定に当たって適正に対応していくたい。そしてこれが縮小経営とかそういうものに、将来、養豚だけではなくて全体の畜産あるいは酪農、こういったものが縮小経営になる、そんなことのないよう、頭に置きながら対応していただきたいというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○國務大臣(羽田孜君) 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び主要な内容を御説明を聽取いたします。羽田農林水産大臣。

は、先ほどお話し申し上げておりますように、日本の国内で、何といいますか、需要のあります部位、そういうものをこれからつくるようには、これは生産者の皆さん方も、また農林水産省としても、これから考えていかなければいけないのじやなかろうかというふうに考えております。

そして今、価格につきまして、あるいは特に養豚というのが維持されてきたのは、飼料価格といふものが少し下がってきた、そういうもののによって支えられているのだということの御指摘がありましたが、私どもも、そういう問題も含めて価格の決定に当たって適正に対応していくたい。そしてこれが縮小経営とかそういうものに、将来、養豚だけではなくて全体の畜産あるいは酪農、こういったものが縮小経営になる、そんなことのないよう、頭に置きながら対応していきたいというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○國務大臣(羽田改君) 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。羽田農林水産大臣。

土地改良事業につきましては、農業生産の基盤

は、先ほどお話し申し上げておりますように、日本の国内で、何といいますか、需要のあります部位、そいつたものをこれからつくるようになります。これは生産者の皆さん方も、また農林水産省としても、これから考えていかなければいけないのじやなからうかというふうに考えております。

そして今、価格につきまして、あるいは特に養豚というのが維持されてきたのは、飼料価格といつもののが少し下がってきた、そいつたものによって支えられているのだということの御指摘がありましたけれども、私ども、そいつた問題も含めて価格の決定に当たって適正に対応していくたい。そしてこれが縮小経営とかそいつたものに、将来、養豚だけではなくて全体の畜産あるいは酪農、こういったものが縮小経営になる、そんなことのないように、頭に置きながら対応していくたいというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○委員長(成相善十君) 次に、土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び主要な内容を御説明申上げます。

政府から趣旨説明を聴取いたします。羽田農林水産大臣。

○国務大臣(羽田改君) 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申上げます。

土地改良事業につきましては、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農

は、先ほどお話し申し上げておりますように、日本の国内で、何といいますか、需要のあります部位、そういうたるものをおからつくるよう、これは生産者の皆さん方も、また農林水産省としましても、これから考えていかなければいけないのじやなかろうかというふうに考えております。

そして今、価格につきまして、あるいは特に養豚というのが維持されてきたのは、飼料価格といつもののが少し下がってきた、そういうたものによって支えられているのだということの御指摘がありましたけれども、私どもも、そういう問題も含めて価格の決定に当たって適正に対応していくたい。そしてこれが縮小経営とかそういうものに、将来、養豚だけではなくて全体の畜産あるいは酪農、こういったものが縮小経営になる、そんなことのないように、頭に置きながら対応していただきたいというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○委員長(成相善十君) 次に、土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。羽田農林水産大臣。

○國務大臣(羽田改君) 土地改良事業及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

土地改良事業につきましては、農業生産の基礎整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善等に資することを目的に、農政の最も基礎的な施策としてその積極的な推進に努めて

は、先ほどお話し申し上げておりますように、日本の国内で、何といいますか、需要のあります部位、そういうたるものをおからつくるようになります。これは生産者の皆さん方も、また農林水産省としても、これから考えていかなければいけないのじやなかろうかというふうに考えております。

そして今、価格につきまして、あるいは特に養豚というのが維持されてきたのは、飼料価格といふものが少し下がってきた、そういうたものによって支えられているのだということの御指摘がありましたけれども、私ども、そういう問題も含めて価格の決定に当たって適正に対応していくたい。そしてこれが縮小經營とかそういうものに、将来、養豚だけではなくて全體の畜産あるいは酪農、こういったものが縮小經營になる、そんなことのないように、頭に置きながら対応していきたいというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○國務大臣(羽田改君) 次に、土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。羽田農林水産大臣。

○國務大臣(羽田改君) 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

土地改良事業につきましては、農業生産の基盤整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善等に資することを目的に、農政の最も基礎的な施策としてその積極的な推進に努めてきましたところであります。

は、先ほどお話し申し上げておりますように、日本の国内で、何といいますか、需要のあります部位、そういうものをこれからつくるように、これは生産者の皆さん方も、また農林水産省としましても、これから考えていかなければいけないのじやなかろうかというふうに考えております。

そして今、価格につきまして、あるいは特に養豚というのが維持されてきたのは、飼料価格といふものが少し下がってきた、そういうもののによって支えられているのだということの御指摘がありましたが、私どもも、そういった問題も含めて価格の決定に当たって適正に対応していくたい。そしてこれが縮小經營とかそういったものに、将来、養豚だけではなくて全体の畜産あるいは酪農、こういったものが縮小經營になる、そんなことのないよう、頭に置きながら対応していきたいというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○委員長(成相善十君) 次に、土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。羽田農林水産大臣。

○國務大臣(羽田孜君) 土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び主要な内容を御説明申上げます。

土地改良事業につきましては、農業生産の基礎整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善等に資することを目的に、農政の最も基礎的な施策としてその積極的な推進に努めてきたところであります。

しかしながら、近年、土地改良事業をめぐりましては、工期の延伸、完了の遅延等の事態が生じて、これには生産者の皆さん方も、また農林水産省としましても、これから考えていかなければいけないのじやなかろうかというふうに考えております。

は、先ほどお話し申し上げておりますように、日本の国内で、何といいますか、需要のあります部位、そういうものをこれからつくるようになります。これは生産者の皆さん方も、また農林水産省に、これとしましても、これから考えていかなければいけないのじやなかろうかというふうに考えております。

そして今、価格につきまして、あるいは特に養豚というのが維持されてきたのは、飼料価格といふものが少し下がってきた、そういうものによって支えられているのだということの御指摘がありましたけれども、私どもも、そういう問題も含めて価格の決定に当たって適正に対応していくたい。そしてこれが縮小經營とかそういうものに、将来、養豚だけではなくて全体の畜産あるいは酪農、こういったものが縮小經營になる、そんなことのないように、頭に置きながら対応していきたいというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

「保険」に改め、同条を第六十八条とする。

第六十条の次に次の二節及び節名を加える。

第四節 資金援助

(資金援助の申込み)

第六十一条 合併(経営困難農水産業協同組合と合併する農水産業協同組合が存続するものに限る。以下同じ。)を行う農水産業協同組合で經營困難農水産業協同組合でないもの(以下「救済農水産業協同組合」という。)は、機構が、合併を援助するため、金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受け(以下「資金援助」という。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合は、速やかに、その旨を都道府県知事(主務大臣の監督に係る農水産業協同組合については、主務大臣)に報告しなければならない。

第六十二条 農水産業協同組合連合会又は農林中央金庫(以下「農水産業協同組合連合会等」といいう。)が、農水産業協同組合に係る相互援助取決めにより合併又は信用事業再建措置(経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務の健全化に適切な運営をいう。以下同じ。)について資金の貸付けその他の援助を行う場合において、当該農水産業協同組合連合会等は、機構が当該援助について資金援助(資産の買取り及び債務の引受けを除く。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の農水産業協同組合に係る相互援助取決めとは、次の各号の一に掲げるものをいう。

一 農水産業協同組合の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を対象に農水産業協同組合、農水産業協同組合連合会及び農林中央金庫が行う取決めであつて、農水産業協同組合が当該目的のため農水産業協同組合連合会等に預け入れた貯金その他の資金を原資として、農水産業協同組合連合会等が救済農

水産業協同組合又は経営困難農水産業協同組合に対し資金の貸付けその他の援助を行うことを定めるもの

二 前号に掲げる取決めに準ずる取決めであつて主務省令で定める要件に適合するもの

三 第一項の規定による申込みを行つた農水産業協同組合連合会等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(適格性の認定)

第六十三条 第六十一条第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る合併については、当該合併に係る農水産業協同組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。第七項及び次条第一項において同じ。の認定を受けなければならぬ。

2 前条第一項の規定による申込みに係る信用事業再建措置については、当該措置に係る経営困难農水産業協同組合及び同項の規定により当該措置について援助を行う農水産業協同組合連合会等は、同項の規定による申込みが行われる時までに、当該措置について、都道府県知事(当該経営困難農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣)の認定を受けなければならない。

3 前二項の認定の申請は、第一項の場合にあっては同項の合併に係る農水産業協同組合の連名

で、前項の場合にあっては同項の経営困難農水

産業協同組合と農水産業協同組合連合会等との連名で行わなければならない。

4 第一項及び第二項の認定は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、行うことができる。

一 当該合併又は信用事業再建措置(以下「合併等」という。)が行われることが、貯金者等の保護に資すること。

二 機構による資金援助が行われることが、當

該合併等を行うために不可欠であること。

三 当該合併等に係る経営困難農水産業協同組合について、合併等が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該経営困難農水産業協同組合が信用事業に係る業務を行つてゐる地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

四 機構による資金援助(前条第一項の資金援助にあつては、当該資金援助に係る同項に規定する援助。次条第一項において同じ。)が、合併後存続する農水産業協同組合又は信用事業再建措置に係る経営困難農水産業協同組合の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営のために活用されることが確実であると認められること。

5 都道府県知事は、第一項又は第二項の認定を行ふときは、主務大臣の承認を得なければならない。

6 主務大臣は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に対し第一項の認定を行ふときは、当該都道府県知事に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、第一項の認定を行ふときは、当該認定に係る農水産業協同組合のうち、いずれが経営困難農水産業協同組合であるかを明らかにしなければならない。

8 都道府県知事又は主務大臣は、第一項又は第二項の認定を行つたときは、その旨を機構に通知しなければならない。

(合併のあつせん)

第六十四条 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る同条第三項の申請が行われない場合においても、農水産業協同組合が経営困難農水産業協同組合に該当し、かつ、当該経営困難農水産業協同組合が同条第四項第三号に掲げる要件に該当する認めるときは、当該経営困難農水産業協同組合及び他の農水産業協同組合に対し、

書面により、合併(当該合併が同項第一号に掲げる要件に該当するものであり、かつ、機構による資金援助が同項第二号及び第四号に掲げる要件に該当するものに限る。)のあつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合は、前条第一項の規定にかかわらず、第六十一条第一項の規定による申込みを行うことができる。

3 農水産業協同組合連合会等で、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に對して合併について資金の貸付けその他の援助を行ふものは、前条第一項の規定にかかわらず、第六十二条第一項の規定による申込みを行うことができる。

4 前条第五項から第八項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

(資金援助)

第六十五条 機構は、第六十一条第一項又は第十二条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みを行つた農水産業協同組合又は農水産業協同組合連合会等に対する資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要する見込まれる費用及び当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときによると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配意しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による決定をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等に係る第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならない。

提出ヲ為サズ又ハ之ニ記載スベキ事項ニシテ
重要ナル事項ヲ記載セズ若ハ重要ナル事項ニ
付不実ノ記載ヲ為シタルトキ

二 第二十八条ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ
虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

三 第二十九条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ
又ハ忌避シタルトキ

四 第二十九条ノ規定ニ反シ他ノ報酬アル職
キハ行為者ヲ罰スルノ外農林中央金庫ニ対シ同
項ノ刑ヲ科ス

農林中央金庫ノ役員、清算人又ハ職員農林中央
金庫ノ業務ニ関シ前項ノ違反行為ヲ為シタルト
キハ行為者ヲ罰スルノ外農林中央金庫ニ対シ同
項ノ刑ヲ科ス

第三十五条中「於テハ」の下に「其ノ違反行為ヲ
為シタル」を加え、「又ハ監事ヲ三万円」を、監事
又ハ清算人ハ三十万円に改め、同条各号列記以
外の部分に次のただし書を加える。

但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ
在ラズ

第三十五条第五号を同条第十四号とし、同条第
四号中「第十七条第一項又ハ」を削り、同号を同条
第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 第二十三条第一項ノ規定ニ反シ準備金ヲ
積立テザルトキ

十三 第二十四条ノ規定ニ反シ剩余金ヲ処分シ
タルトキ

第三十五条中第三号を第九号とし、同号の次に
次の二号を加える。

十 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ反シ農
林債券ヲ發行シタルトキ

第三十五条中第二号を第八号とし、第一号の次
に次の六号を加える。

一一 官庁又ハ出資者総会若ハ総代会ニ対シ不実
ノ申立て為シ又ハ事實ヲ隠蔽シタルトキ

三 本法ニ依ル出資者総会又ハ総代会ノ招集ヲ
怠リタルトキ

四 法律又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ事
務所ニ備置クベキ書類ヲ備ヘザルトキ、其ノ
書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不実ノ
記載ヲ為シタルトキ又ハ正当ノ理由ナクシテ
其ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ

五 第四条第四項ノ規定ニ反シ届出ヲ為スコト
ヲ急リ又ハ不正ノ届出ヲ為シタルトキ

六 第七条第一項ノ政令ニ反シ登記ヲ為スコト
ヲ急リ又ハ不正ノ登記ヲ為シタルトキ

七 第十一条ノ二ノ規定ニ反シ他ノ報酬アル職
務又ハ營業ニ從事シタルトキ

八 第三十五条に次の五号を加える。
第三十五条に次の五号を加える。

九 第八条ニ於テ準用スル民法（以下「民法」
ト謂フ）第七十条又ハ第八十一条ノ規定ニ反
シ破産宣告ヲ為スコトヲ急リタルトキ

十 民法第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタ
ル公告ヲ為スコトヲ急リ又ハ不正ノ公告ヲ為
シタルトキ

十一 民法第七十九条第一項ノ期間内ニ債権者
ニ弁済ヲ為シタルトキ

十二 第八条ニ於テ準用スル産業組合法（以下
「産業組合法」ト謂フ）第四十条又ハ第四十一
条ノ規定ニ反シ出資一口ノ金額ヲ減少シタル
トキ

十三 第八条ニ於テ準用スル産業組合法（以下
「産業組合法」ト謂フ）第四十五条、第
四十八条又ハ第七十二条ノ規定ニ反シタルト
キ

十四 第三十五条ノ二第六条ノ規定ニ反シタル
者ハ十
万円以下ノ過料ニ処ス

十五 第三十五条ノ二第六条ノ規定ニ反シタル
者ハ十
万円以下ノ過料ニ処ス

十六 第三十五条ノ二第六条ノ規定ニ反シタル
者ハ十
万円以下ノ過料ニ処ス

十七 第三十五条ノ二第六条ノ規定ニ反シタル
者ハ十
万円以下ノ過料ニ処ス

十八 第三十五条ノ二第六条ノ規定ニ反シタル
者ハ十
万円以下ノ過料ニ処ス

十九 第三十五条ノ二第六条ノ規定ニ反シタル
者ハ十
万円以下ノ過料ニ処ス

二十 第三十五条ノ二第六条ノ規定ニ反シタル
者ハ十
万円以下ノ過料ニ処ス

二十一 第三十五条ノ二第六条ノ規定ニ反シタル
者ハ十
万円以下ノ過料ニ処ス

二十二 第三十五条ノ二第六条ノ規定ニ反シタル
者ハ十
万円以下ノ過料ニ処ス

一 （施行期日）
この法律は、公布の日から起算して三月を超
えない範囲内において政令で定める日から施
する。ただし、次項の規定は、公布の日から施
行する。

（経過措置）
この法律の施行に伴う農林中央金庫の定期の
変更及び次項ただし書の決議について必要な手
続は、この法律の施行の日よりも前に行うこと
ができる。

二 この法律の施行の際現に農林中央金庫の副理
事長又は理事である者は、それぞれその際この
法律による改正後の農林中央金庫法（以下「新
法」という）第十二条第一項の規定により副理
事長又は理事として選任されたものとみなす。

三 ただし、その選任されたものとみなされる副理
事長又は理事の任期は、同条第二項の規定にか
かわらず、この法律の施行の日から起算して一
年を超えない範囲内において出資者総会の決議
により定める日までとする。

四 新法第七条の規定は、この法律の施行前に生
じた事項にも適用する。ただし、この法律によ
る改正前の農林中央金庫法（以下「旧法」とい
う）の規定によつて生じた効力を妨げない。

五 この法律の施行前にした旧法の規定による登
記に係る処分、手続その他の行為は、新法第七
条の規定の適用については、同条第一項の規定
に基づく政令の相当規定によりしたものとみな
す。

六 旧法第七条において準用する産業組合法（明
治三十三年法律第三十四号）第九十七条の規定
による登記簿は、新法第七条第一項の規定に基
づく政令の規定による登記簿とみなす。

七 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

八 附則第二項から前項までに定めるもののは、
政令で定める。

（国ノ委任又ハ補助ニ係ル業務ニ関スル事務ニ
係ル部分ヲ除ク）ハ之ヲ適用セズ
農林中央金庫法の一部を改正する法律の施行後
（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一
号ノ規定並ニ同条第十三号及第十四号ノ規定
による登記簿は、新法第七条第一項の規定に基
づく政令の規定による登記簿とみなす。

（國ノ委任又ハ補助ニ係ル業務ニ関スル事務ニ
係ル部分ヲ除ク）ハ之ヲ適用セズ
農林中央金庫法の一部を改正する法律の施行後
（昭和五十九年法律第七十九号）第四条第十一
号ノ規定並ニ同条第十三号及第十四号ノ規定
による登記簿は、新法第七条第一項の規定に基
づく政令の規定による登記簿とみなす。

九 経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和十九
年法律第四号）の一部を次のように改正する。

（別表乙号第十七号）百号の一部を次のように改
め。

（消費生活協同組合法の一部改正）

百号の一部を次のように改め。

（大蔵省設置法の一部改正）

百号の一部を次のように改め。

（農業近代化資金助成法の一部改正）

二百二号の一部を次のように改め。

三百条の三中「第十四条ノ三」を「第十四条ノ
二」に改め、「同条第一号中「十箇年以内の定
期償還貸付若ハ八年賦償還貸付（ロニ掲グル者ニ
對シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年
以内ノ定期償還貸付若ハ八年賦償還貸付（ハニ掲
グル法人ニ對シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テ
ハ二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ八年賦償還貸
付」を「貸付」に改める。

（漁業近代化資金助成法の一改正）

五百二（号）の一部を次のように改め。

五百条中「第十四条ノ三」を「第十四条ノ二」に
改め、「同条第一号中「十箇年以内ノ定期償還
貸付若ハ八年賦償還貸付（ロニ掲グル者ニ對シ年
賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ
定期償還貸付」とあり」を削り、「十箇年以内ノ
定期償還貸付若ハ八年賦償還貸付（ロニ掲グル法
人ニ對シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十
箇年以内ノ定期償還貸付」を「貸付」に、「二十

（經濟関係罰則ノ整備ニ関スル法律の一部改正）

（附則）

「簡年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付」を
「貸付」に改める。

¹⁴
(農村地域工業導入促進法の一部改正)

農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律
第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「償還期限が十年以内の」を削り、
「行なう」を「行う」に改める。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月六日)

一、土地改良法及び特定土地改良工事特別会計
法の一部を改正する法律案

昭和六十一年四月二日印刷

昭和六十一年四月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C